入札説明書

- 1 公 告 日 令和7年6月17日
- 2 契約担当官等 分任支出負担行為担当官 東北農政局北上土地改良調査管理事務所長 兼平 正樹
- 3 担当部局 〒020-0023

岩手県盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎 東北農政局北上土地改良調査管理事務所 企画課 企画情報管理官 電話 019-613-2534(企画課直通)

4 業務概要

(1)業務の目的

本業務は、一級河川北上川水系和賀川等における国営和賀中部農業水利事業の水利使用を変更するため、河川協議図書等を作成するものである。

(2)業務内容

ア 作業内容

(ア) 設計業務

ア)準備作業1式イ)現地調査1式ウ)基礎諸元整理及び転用位置図等の作成1式エ)用水量計算等1式

オ) 点検取りまとめ

1式

イ 現地調査 あり

ウ 貸与資料 特別仕様書による。

(3)業務の詳細

別冊、業務請負契約書(例)、特別仕様書のとおり。

- (4) 履行期限 令和8年3月17日
- (5) 入札契約方式 一般競争入札(総合評価落札方式:実施方針重視型) 同時提出型本業務は、一般競争入札により、価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式で実施するものである。
- (6) 本業務は、入札説明書の交付、申請書及び技術提案書の提出及び受領に係る確認並びに入札について原則として電子入札システム(以下「電子入札方式」という。)で行う対象業務である。ただし、電子入札方式によりがたい者であって、紙入札方式(持参又は郵送)の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得た者は、紙入札方式に代えることができる。
- (7) 本業務は、入札書と技術提案等の提出を同時に行う業務である。
- (8) 本業務は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する業務である。

- (9) 本業務は、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新た に「履行確実性」を乗じて技術評価を行う試行対象業務である。
- (10) 本業務は、低入札業務における品質確保対策の試行対象業務であり、特別仕様書に記載する 品質確保対策の履行状況については、業務成績評定に厳格に反映するとともに、状況内容によっては、東北農政局工事請負契約指名停止等措置要領(平成15年9月1日付け15北総第528号 (経)東北農政局長通知)に基づき指名停止等の措置を講ずる。
- (11) 本業務は入札書及び技術提案書提出時に技術提案書総括表を提出する試行業務である。

5 競争参加資格及び評価基準

(1) 入札参加者に要求される資格要件

ア 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条の規定に 該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- イ 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 東北農政局における測量・建設コンサルタント等契約に係る令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格のうち「A等級」で「建設コンサルタント」の確認を受けていること。(有資格の有無については別記様式2-1に記載すること。)ただし、競争参加資格の認定を受けていない者も下記6により申請書及び技術提案書を提出することができるが、当該競争に参加するためには、落札決定時までに当該資格の認定を受けていなければならない。
- エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

なお、ウの認定を受けた後にこれらの手続開始が決定された者にあっては、東北農政局長が別に定める手続に基づいて一般競争入札参加資格の再認定を受けている者であることを要する

- オ 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について(平成19年12月7日付け19経第 1314号大臣官房経理課長通知)に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的 に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除 要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- カ 東北農政局長から測量・建設コンサルタント等業務に関し指名停止を受けている期間中の 者でないこと。
- (2) 資本関係又は人的関係に関する要件

申請書及び技術提案書を提出しようとする複数の者の間に、アからイまでの各項目のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記に該当する場合において、申請書及び技術提案書の提出者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、東北農政局競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- (ア)子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。 以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

(ア) 一方の会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。

ただし、会社等の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

- a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - ・会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ・会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ・会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - ・会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- c 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。) の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
- d 組合の理事
- e その他業務を執行するものであって、aからdまでに掲げる者に準ずる者。
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条 第1項の規定により選任された管財人(以下、「管財人」という。)を現に兼ねている場 合。
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。
- ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他ア又はイと同一視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(3) 配置予定技術者の資格要件

ア 管理技術者

以下のいずれかの資格を有する者又はこれと同等の能力と経験を有するもの(大学卒業後 18年(短大・高専卒23年、高校卒28年)以上相当の能力と経験を有する者をいう。)であるこ と。

- (ア) 技術士(技術部門:総合技術監理部門、選択科目:農業-農業土木)
- (イ) "(技術部門:総合技術監理部門、選択科目:農業-農業農村工学)
- (ウ) "(技術部門:農業、選択科目:農業土木)
- (エ) リ (技術部門:農業、選択科目:農業農村工学)
- (オ) 博士(農学)
- (カ) 農業土木技術管理士
- (キ)シビルコンサルティングマネージャー(選択科目:農業土木)

(4) 当該業務部門

当該業務部門は、水文・水利における調査である。(AGRIS 業務分類:水文・水利(大分類) 調査(中分類))

- (5)技術提案書の評価基準(別添3技術提案書評価基準参照)
 - ア (1) に示す入札参加者に要求される資格要件に加え、別添3に示す技術提案書評価基準 に記載されている評価項目の何れかが競争参加資格なしと評価された場合は、競争参加資格 なしとする。
 - イ 別記様式3-7に示す「再委託又は技術協力を受ける内容」において、業務の主たる内容を 再委託等することが確認された場合は、競争参加資格なしとする。
 - ウ 企業の技術力(専門技術力、業務実施体制等)

(評価の着目点)

- ・当該年度を含む過去3年間の納品後における重大な設計ミスの発覚等による契約不適合の 有無
- ・過去3年間の管内での地域貢献活動への支援
- ・過去3年間の災害活動実績
- ・過去3年間の表彰実績
- ・ワーク・ライフ・バランス等の推進に係る認定の取得状況等

- ・賃上げの実施の表明
- エ 予定管理技術者の技術力(資格要件、業務執行技術力等) (評価の着目点)
 - ・技術者資格、その専門分野
 - ・過去10年間(前年度までの過去の10年間。以下、同じ。)の1件当たり5百万円以上の当該業務部門の業務実績又は実務経験、業務成績
 - ・農業農村整備事業に関する継続教育に対する取組状況
 - ・1件当たり5百万円以上の管理技術者としての手持ち業務件数及び手持ち業務契約総額
- オ 業務への取組方針(実施方針に対する技術提案等)

(評価の着目点)

(ア) 実施方針

- ・農業農村整備事業に対する理解度、農業条件や用排水条件など地域特性の把握、業務の 目的・内容等に対する理解度
- ・業務実施に当たっての前提条件、留意点の把握、検討内容、検討手法の的確性
- ・業務の品質確保に当たっての実施体制、実施手順

6 申請書及び技術提案書の作成、提出等

(1) 申請書及び技術提案書

本入札に参加する者の競争参加資格を確認するために、申請書及び技術提案書の提出を求める。

ただし、技術提案書については入札書提出時に業務費内訳書と合わせて提出すること。

また、5 (1) ウに掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も申請書及び技術提案書を提出することができるが、落札決定時までに当該資格の認定を受けていなければならない。申請書及び技術提案書提出時に参加資格の登録を申請中の者は、申請書類写し一式を提出すること。

なお、申請書及び技術提案書の提出者が、本入札説明書を入札公告に示す交付期間、場所及 び方法により交付を受けた事実が確認されない場合は、当該申請書及び技術提案書を無効と し、競争参加資格なしとする。

ア 提出期間

(ア) 申請書

別表1①に示す期間に、別記様式1のみをウの提出方法のとおり提出すること。

(イ) 技術提案書

別表 1 ③に示す期間に、別記様式 1 以外の別記様式 $2-1\sim3-9$ 及び確認資料をウの提出方法のとおり提出すること。

イ 提出先 〒020-0023

岩手県盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎 東北農政局北上土地改良調査管理事務所 企画課 企画情報管理官 電 話019-613-2534(企画課直通)

ウ 提出方法

本業務は、入札書及び技術提案書提出時に技術提案書総括表を提出する試行対象業務であり、技術提案書総括表(別添5)に記載のうえ、入札書及び技術提案書と合わせて提出すること。

また、同一入札に参加しようとする複数の者の関係において、資本関係又は人的関係がないことを確認するため、5 (2) に掲げる資本関係又は人的関係がある者に関する情報について、**別記様式2**-3に記載し申告すること。なお、別記様式2-3により申告した関係者が本業務の入札に参加した場合には、当該業務の入札書は無効とする。また、このことにかかる異議申立ては、一切受け付けない。

(ア) 電子入札方式の場合

本業務に係る申請書及び技術提案書の提出を希望する者は、入札説明書に示す申請書及び技術提案書一式を電子入札方式によりそれぞれの提出期間内に送付するものとする。

提出様式については、一括してPDFファイル形式によるものとし、ファイルの合計容量が10MBを超えないものとする。 ただし、技術提案書総括表 (別添 5) はファイル形式「Microsoft Excel」によるものとする。 (電子入札方式では、提出できるファイル数が1ファイルに制限されているため、複数のファイルを圧縮 (lzh形式等) して、1つのファイルで提出すること。)

なお、技術提案書のファイル総容量がやむを得ず10MBを超過する場合は、入札説明書の別記様式2-1~3-9を電子入札方式により提出し、その他の資料については紙によりイの提出先に持参、郵送(書留郵便に限る)、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下、特定信書便という。)のいずれかの方法で提出(提出期限内必着。)すること。電送又は電子メールによるものは、受け付けない。

(イ) 紙入札方式の場合

申請書及び技術提案書一式をそれぞれの提出期間内にイの提出先に持参、郵送(書留郵便に限る)、特定信書便のいずれかの方法にて提出(提出期限内必着。)を行うこと。併せて、技術提案書提出時に技術提案書総括表(別添 5)(ファイル形式「Microsoft Excel」)をCD-Rに収めて提出場所へ提出すること。なお、電送又は電子メールによるものは受け付けない。

工 提出部数

申請書及び技術提案書、確認資料の提出部数は、1部とする。

- オ 技術提案書のヒアリングの有無 無
- カ 記載上の留意事項

技術提案書は簡潔に取りまとめ、全体のページ数は、9ページ程度を目安とする。

また、技術提案書は、調査、検討及び設計業務における具体的な取組み方法等について提案を求めるものであり、業務成果の一部を求めるものではない。

- (ア)成果の確実性(別記様式3−1に記載すること)
 - ・当該年度を含めた過去3か年度の業務の納品後における重大な設計等のミスの発覚等による、設計等のやり直し又は成果物の手直しなどの契約不適合の有無を記載する。
- (イ) 企業の地域貢献活動への支援(別記様式3-2に記載すること)
 - ・表彰には、管内での過去3年間に受けた「優良工事等表彰」における地域貢献活動の表彰実績を記載する。
 - ・地域活動に対する取組状況には、過去3年間の活動実績内容を記載する。
- (ウ)企業の災害対応活動の実績(別記様式3-3に記載すること)
 - ・過去3年間の土地改良施設等に係る災害協定等に基づく活動実績又は災害協定に基づかない国、地方公共団体等からの要請を受けて実施した活動実績の内容を記載する。
- (エ)企業の表彰実績(別記様式3-4に記載すること。)
 - ・表彰には、過去3年間に受けた表彰歴として、当該業務部門に関連する農林水産大臣・ 農村振興局長(全国(地方農政局、北海道開発局及び沖縄総合事務局)で表彰された業 務が対象)、地方農政局長表彰、事業(務)所長表彰(当該地方農政局管内で表彰され た業務が対象)、農業農村工学会表彰(全国土地改良工事等学術技術最優秀賞)を記載 する。
- (オ) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況(別記様式3-5 に記載すること。)

各認定で該当するものがある場合、該当することを証明する書類(認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届(都道府県労働局の受領印付)の写し)を添付すること。 なお、外国法人については、内閣府による認定等確認通知書の写しにより確認する。 対象となる認定は以下のとおり。

- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。)に基づく認定等(えるぼし・プラチナえるぼし認定企業等)(女性活躍推進法第9条又は第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(第9条に関するものに対しては、労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。又は同法第8条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定・届出している企業(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。)をいう。
- ・次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。)に基づく認定(くるみん・トライくるみん・プラチナくるみん認定企業)(次世代法第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。)
- ・青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号。以下「若者雇用促進法」という。)に基づく認定(ユースエール認定企業)に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。)
- (カ) 賃上げの実施の表明(該当する場合は別記様式3-6に記載すること)

対象となる要件は以下のとおり。なお、設計共同体が加点を受けるには各構成員による 表明が必要である。

- ・令和6年4月以降に開始する最初の事業年度又は令和6年(暦年)において、対前年度 又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に 表明していること。(大企業の場合)
- ・令和6年4月以降に開始する最初の事業年度又は令和6年(暦年)において、対前年度 又は前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること。(中小企 業等の場合)
- (キ)業務実施体制(別記様式3-7に記載すること)
 - ・他の建設コンサルタント等に再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務 を実施する場合は、その理由及び業務範囲を記載する。なお、再委託先又は協力先が明 らかな場合は併せて記載する。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。
- (ク) 予定管理技術者の経歴等(別記様式3-8に記載すること)
 - ・予定管理技術者について、経歴等を記載する。
 - ・契約金額5百万円以上の当該業務部門の管理技術者としての業務実績及び当該業務部門 の業務をマネジメントした実務経験を記載する。国庫債務負担行為に係る契約の場合は 当該年度の支払限度額とする。(最終年度は契約額から支払済額を差し引いた金額とす る。)
 - なお、当該業務部門の業務をマネジメントした実務経験とは、地方農政局請負工事等監督 要領第3号に示す総括監督業務又は主任監督業務の経験又はこれと同等程度の経験をい う。
 - また、前述の業務実績、実務経験がない場合で、当該業務部門の担当技術者としての実績がある場合はその実績を記載する。
 - ・農業農村整備事業に関する継続教育に対する取組状況を記載する。
 - ・手持ち業務は、本業務の公告開始日(令和7年6月17日)現在において履行中の管理技術者としての契約額5百万円以上の全業務(発注者が他国、他機関の業務を含む。)を記載する。

なお、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事及び業務の一時中止に係る申出があった場合の措置の延長等について」(元予第2210号大臣官房参事官(経理)通知。)に基づき一時中止等を行ったことにより公告開始日(令和7年6月17日)に完了していない業務については手持ち業務量とは数えないものとするが、対象の是非は発注者において判断するため、これらの業務を含め全ての手持ち業務を記載すること。

- (ケ)業務の実施方針(別記様式3-9に記載すること) 業務の実施方針については、A4判2ページとし、具体的に記載する。なお、これを超えるページ数は評価しない。
- キ 申請書受付表の発行 別表1②に示す日時

(2) その他留意事項

ア 申請書及び技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

- イ 落札者とならなかった場合に技術提案書の返却を希望する者は、その旨を技術提案書の提 出文書に明記すること。なお、返却を希望する旨の記載がない場合は、返却要請の意志がな いものとみなす。
- ウ 提出された技術提案書は、技術提案書の評価以外に提出者に無断で使用しない。
- エ 提出期限日以降における申請書及び技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- オ 技術提案書に記載した予定管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- カ 申請書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合は、申請書及び技術提案書を無効とすると ともに、東北農政局工事請負契約指名停止等措置要領(平成15年9月1日付け15北総第528 号(経)東北農政局長通知)に基づく指名停止を行うことがある。

- 7 競争参加資格の確認等
- (1)競争参加資格の確認
 - ア 競争参加資格の確認は、入札書及び技術提案書の提出期限の日をもって行うものとし、そ の結果は、別表1④に示す日までに通知する。

なお、競争参加資格の確認を行った日の翌日から開札の時までの期間に、競争参加資格があると認めた者が指名停止措置要領に基づく指名停止を受けた場合、競争参加資格の確認の通知を取り消し、競争参加資格がないと認めたことを通知する。

- イ 競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格が ないと認めた理由について、次に従い書面(自由様式)により説明を求めることができる。
 - (ア) 受付期限

アの通知をした日の翌日から起算して3日(行政機関の休日を含まない。)後の午後5時00分。

- (イ) 受付場所
 - 6 (1) イに同じ。
- (ウ) 提出方法

書面は持参することにより提出するものとし、郵送又は電送等によるものは受け付けない。

- ウ 分任支出負担行為担当官は、競争参加資格がないと認めた理由の説明を求められたときは、 イ (ア) の受付期限の翌日から起算して2日以内に説明を求めた者に対し書面により回答す る。
- 8 入札説明書に関する質問の受付及び回答
- (1)入札説明書に対する質問は、次に従い文書(別添4)により提出すること。なお、文書には 回答を受け付ける窓口担当の部署、氏名、電話番号を併記すること。
 - ア 受付期間

別表1⑤に示す期間

- イ 受付場所
 - 3に同じ。
- ウ 提出方法

別添4(ファイル形式「Microsoft Word」)に記載の上、下記のアドレスに電子メールにより送信すること。また、電子メール送信後はその旨を電話にて連絡し、必ず着信確認をすること。

E-mail: thn-shitsumon-kita@maff.go.jp

- (2) (1) の質問に対する回答は、質問を受理した日の翌日から起算して7日(行政機関の休日を含まない。)以内に電子入札方式(又は電送等)により行うほか、次のとおり閲覧に供する。
 - ア 閲覧期間

別表1⑥に示す期間

- イ 閲覧場所
 - 3に同じ。
- 9 入札及び開札
- (1)入札の日時
 - ア 電子入札方式による場合
 - (ア)入札の送信期限

別表1③に示す日時

- (イ)システム端末の不具合や通信障害等の不測の事態を考慮し、提出期限に余裕を持って入 札金額の送信を行うこと。
- イ 紙入札方式により持参する場合
- (ア) 入札書の受領期限

別表1③に示す日時に技術提案書とともに6(1)イに持参し、入札する。

ウ 紙入札方式により郵送又は特定信書便で提出する場合

(ア) 入札書の受領期限

別表1③に示す日時までに技術提案書とともに6(1)イに必着。

(2) 入札方法等

ア 入札書は、電子入札方式により提出すること。ただし発注者の承諾を得た場合は紙入札方式により持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。ファクシミリ等による入札は認めない。

- イ 電子入札方式による手続開始後に、紙入札方式への途中変更は原則として行わないものと するが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には承諾を得て紙入札方式に変更す ることができる。
- ウ 電子入札方式に障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合が ある。
- エ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- オ 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- カ 電子入札方式に係る運用については、「農林水産省電子入札運用基準標準例(建設工事及 び測量・建設コンサルタント等業務)」によるものとする。

(東北農政局ホームページ: https://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/densi.html)

(3) 開札の日時

別表1⑦に示す日時

(4) 開札の場所 〒020-0023

岩手県盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎 東北農政局北上土地改良調査管理事務所 会議室

(5) 開札の立ち会い

電子入札方式により入札した場合は開札の立ち会いは不要とするが、紙入札方式による入札者又はその代理人は、開札に立ち会うこと。紙入札方式による入札者又はその代理人が1回目の開札に立ち会わない場合でも、その入札は有効として取り扱われるが、再度入札を行うこととなった場合には、再度入札を辞退したものとして取り扱う。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

(6)入札の無効

入札公告に示した競争参加資格要件のない者の入札、申請書及び技術提案書、確認資料に虚偽の記載をした者の入札並びに別冊「東北農政局競争契約入札心得」において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

また、10(3)に掲げる履行確実性に関するヒアリングに応じない場合又は追加資料の提出を 求められた者が追加資料を提出しない場合には、「ヒアリング辞退届、追加資料提出辞退届」 を提出した上で、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。

なお、「ヒアリング辞退届、追加資料提出辞退届」の様式については、別添2-1による。

10 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、(2)総合評価の方法によって得られた数値(以下、評価値という。)の最も高いものを落札者とする。

ア その者の入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格(以下、予定価格 という。)の制限の範囲内であること。なお、入札価格は、設計図書に基づき算出するもの とする。 ただし、落札者となるべき者の「入札価格」によっては、その者により当該契約の内容に 適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結するこ とが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当と認められるときは、 入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、適切な「入札価格」と考えられる入札を した者のうちから、「評価値」の最も高い者とすることがある。

- イ 落札者となるべく者の入札価格が予決令第85条に基づく価格(以下「調査基準価格」とい う。)を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。
- ウ 入札に係る技術等が、公告(これに係る入札説明書を含む。以下同じ。)において明らかにした技術等の要求要件(以下、技術的要件という。)のうち必須とされた項目の最低限の要求を全て満たしていること。
- エ 上記において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札 者を決める。

(2)総合評価の方法

ア 評価値の算出方法

総合評価は、イの当該入札者の入札価格から求められる価格点とウにより得られた技術点の合計による評価値をもって行う。

評価値=価格点+技術点

イ 価格点の算出方法

価格点の算出方法は以下のとおりとする。

なお、価格点の配分点は47.5点とする。

価格点=価格点の配分点×(1-入札価格/予定価格)

ウ 技術点の算出方法

技術資料の内容に応じ、(ア)から(ウ)までの評価項目ごとに評価を行い、技術点を与える。

なお、技術点の最高評価点は47.5点とする。

- (ア) 企業・予定管理技術者の技術力(資格要件及び業務執行技術力等)
- (イ) 業務への取組方針(実施方針に対する技術提案等)
- (ウ) 技術提案の履行確実性

技術点の算出方法は以下のとおりとする。

技術点=((ア)に係る評価点)

+ { ((イ)に係る評価点×(ウ)の評価に基づく履行確実性度)}

(3) 履行確実性に関するヒアリング

ア どのように技術提案の確実な履行確保を図るかを審査するために、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した全ての者について、開札後速やかに、ヒアリングを実施する。

なお、ヒアリングは、対面により実施するものとする。

実施場所 〒020-0023

岩手県盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎 東北農政局北上土地改良調査管理事務所

イ ヒアリングの日時、詳細な場所、留意事項等は別途通知する。

ウ 入札参加者のうち、その申込みに係る価格が調査基準価格に満たない者は、技術提案の確 実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあること から、技術提案書のほかに、開札後、履行確実性の審査のための追加資料を求める。

追加資料を提出すべき旨の連絡は、9 (3) の開札の後、別表1 ®に示す日時までに入札参加者あてに連絡するものとし、その提出は、別表1 ⑨に示す日時までに行うものとする。

提出を求めることとなる追加資料は、別途通知する。なお、別添2-1に「履行確実性の審査・評価のための追加書類等」を参考に示す。

- エ 履行確実性の審査のための追加資料の作成及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- オ 入札参加者のうち、その申込みに係る価格が調査基準価格以上、予定価格以下である者に対しては、別添2-2に示す「履行確実性に関する確認票」の提出を求め、これを以てヒアリングに代えることがある。その提出は、別表1 ⑩に示す日時までに行うものとし、詳細については、イの連絡の際に併せて連絡を行うものとする。

(4) 技術提案書に基づく業務

実際の業務に際しては、総合評価の際に提出された技術提案書に記載された業務計画についての記載内容に基づき、業務計画書作成又は実業務を行うものとする。

技術提案書に明記された技術提案や業務計画の内容が受注者の責により実施されなかった場合は、契約書に基づき修補の請求、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償の請求を行うことがある。

また、業務成績評定の減点対象とし、最大10点を限度に減ずるものとする。ただし、特に故意又は重大な過失と見られる場合は最大20点まで減ずるものとする。

さらに、調査基準価格に満たない者が本業務を受注した場合には、業務完了後に履行確実性の審査のために提出した追加資料を実施額に修正した資料の再提出を求め、以下の内容について履行確実性評価の達成状況等を確認し、その結果を業務成績評価において十分反映させるものとする。

- ア 次の審査項目において、審査時に比較して正当な理由がなく必要額を下回っていないか。
 - ・業務内容に対応した費用が計上されているか。
 - ・配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか。
 - ・品質管理体制が確保されているか。
- イ 再委託先への支払いについて、審査時に比較して正当な理由がなく再委託額が下回っていないか。
- ウ その他「打合せ」への正当な理由がなく遅刻等、業務実施体制に関する問題が生じていないか。
- エ 業務成果品のミス、不備等

(5)業務費内訳書の提出

- ア 入札参加者は、第1回の入札に際し、入札書に記載された金額に対応した業務費内訳書を 作成すること。
- イ 業務費内訳書の様式は別添1 (様式1、様式2) によるものとし、会社名の記載をする。
- ウ 業務費内訳書の提出については、入札書(第1回)に記載された金額に対応した業務費内 訳書を次の方法により提出すること。
- (ア) 電子入札方式による場合

第1回の入札時に電子入札方式により送信すること。一括してPDFファイル形式によるものとし、ファイルの合計容量が10MBを超えないものとする。

(イ) 紙入札方式による場合

封緘した業務費内訳書を入札書と併せて6(1)イに示す担当部局へ提出すること(期間内必着)。なお、業務費内訳書は入札書とは別に封緘すること。

また、提出は、持参又は郵送(書留郵便に限る。)による。

- エ 業務費内訳書の記載について、全ての項目に金額を円単位で記載すること。
- オ 業務費内訳書については、その金額と入札書に記載された金額の相違がないよう留意すること。なお、業務費内訳書の再提出は認めない。
- カ 業務費内訳書の作成に当たっての算定根拠資料の提出を求めることがある。

11 低入札業務における品質確保対策の試行について

(1) 品質確保対策

調査基準価格を下回る価格で契約した場合、業務の適切な品質を確保するため、以下を実施することとし詳細は特別仕様書によるものとする。

- ア 本業務については、受注者が自ら行う照査とは別に、資本関係及び人的関係において関係 がない第三者による照査を受注者の責任において実施するものとする。
- イ 管理技術者は、第三者による照査技術者が行う照査結果及び照査状況(写真撮影を含む) について、その都度監督職員へ報告するものとする。
- ウ 本業務の屋外で行う測量(又は調査)の実施に際しては、管理技術者が現場に常駐するものとするとともに、管理技術者は、監督職員と事前打合せのうえで、屋外作業期間中、毎日、東北農政局北上土地改良調査管理事務所に出向き監督職員が保管する「屋外作業常駐記録簿」に署名し作業内容を記録するものとする。
- エ 管理技術者は、全ての打合せに立ち会い、監督職員に履行状況を報告するものとする。

(2) 低入札価格調査

ア 調査方法等

低入札価格調査は、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者のうち落札予定者(以下 「調査対象者」という。)に対して行うものとし、調査対象者からの事情聴取により実施す

調査対象者には、履行確実性に関するヒアリング終了後、ただちに低入札価格調査を実施 する旨を通知する。調査対象者は低入札価格調査の実施を通知した翌日から7日(行政機関 の休日を含む)以内に本調査に必要な資料等(以下「調査資料」という。)を提出し、事情 聴取に応じなければならない。提出する調査資料の項目は次のとおりであり、様式等は通知 時に併せて提示する。

(ア) 当該価格により入札した理由 (様式1) (イ)入札価格の内訳書 (様式2) (ウ) 当該契約の履行体制 (様式3) (様式4) (エ) 手持業務の状況 (才) 配置予定技術者名簿 (様式5)

(カ) 手持機械の状況 (様式6) (様式7)

(キ) 過去に実施した同種又は類似の業務の名称

(ク)経営内容(会社法第435条に基づく計算書類等)

(ケ) 品質確保計画について (様式8)

調査資料は、提出後の差し替え及び再提出は認めないものとする。なお、調査資料の提出 がない場合、又は事情聴取に応じない場合には、「東北農政局競争契約入札心得」第7条第 12号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とする。

イ 品質確保対策の確認

低入札価格調査時には、(1)の「品質確保対策」の確認を行うものとする。

ウ 結果の公表

低入札価格調査の結果は、別に定めるところにより公表する。

(3) 品質確保対策の履行

品質確保対策の履行について、次の場合には業務成績評定において減点措置を講ずる。

ア 「管理技術者立ち会いの打合せに係る履行について文書注意を受けた場合」又は「屋外作業 の管理技術者の常駐に係る履行について文書注意を受けた場合」…5点減点

12 貸与資料の閲覧

特別仕様書第2-4条に示す貸与資料については、閲覧可能とする。

閲覧期間については、別表1⑩に示す期間とするので、閲覧を希望する場合は、上記3に示す 担当部局等に事前に連絡すること。

閲覧方法についてはデータでの閲覧とし、CD-R等で貸与するので閲覧の際は余裕を持って連絡 すること。

13 業務の成果品質確保対策について

受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議等を設置するので、現場代理人、 管理技術者等の受発注者代表は次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」(農水省Webサイト) を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1)業務確認会議

業務着手時に、設計方針、条件等の確認を受発注者が一堂に会して実施することにより、業 務を円滑に推進する。

(2) 合同現地調查

受発注者が合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、 設計方針の明確化等、情報共有を図る。

(3) 照査の確実な実施

業務の成果物納入時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技

術者自身による報告を原則とする。

また、成果物の納入時以外であっても、必要に応じて、照査技術者自身から照査報告を実施できるものとする。

(4) 当該業務成果による工事発註の際に、別途工事の受注者が当該工事に関する「工事の施工効率向上対策」(農水省Webサイト)による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。

14 その他

(1) 契約書作成の要否

要。(別冊「業務請負契約書(例)」により作成する。)

- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契約保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行盛岡代理店)

ただし、利付国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行仙台支店)又は金融機関若しく は保証事業会社の保証(取扱官庁 東北農政局)をもって契約保証金の納付に代えることがで きる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは履行保証保険契約の締結を行 った場合又は業務完了保証人を付した場合は、契約保証金を免除する。

- (4) 手続における交渉の有無 無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3に同じ。
- (6) 手続において使用する言語、通貨及び単位 日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)による。
- (7) 競争入札心得の遵守

入札参加者は、別冊「東北農政局競争契約入札心得」及び別冊「業務請負契約書(例)」を熟読し、東北農政局競争契約入札心得を遵守すること。

(8) 支払条件

公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)における保証契約を締結した場合の前金払の割合は、契約金額の3割以内とする。

(9) 入札に関する手続の中止

分任支出負担行為担当官が中止の必要があると認めた場合は、入札に関する手続を中止する。 その場合、中止に関する公告及び入札参加者に対して通知を行う。

なお、その場合、公告内容等を検討して再度入札公告を行うことがある。

(10) 契約の制限

本業務を受注したコンサルタント及び、本業務を受注したコンサルタントと資本、人事面等において関連があると認められる建設会社又は製造会社については、本業務に係る工事を請け負うことができないものとする。

(11) 電子契約システムについて

ア 本件は、契約手続きにかかる書類の授受を原則として電子契約システムで行う対象業務である。

- イ 電子契約システムによりがたく、紙での契約手続きを希望する者は、紙契約方式への変更 承諾願(別添6)を提出しなければならない。
- ウ 電子契約システムに障害等やむ得ない事情が生じた場合には、紙契約方式に変更する場合 がある。

(12) 賃上げを実施する企業に対する加点措置に係る留意事項

賃上げの実施を表明した企業等に対する加点を受けた契約の相手方に対しては、契約の相手方が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、契約の相手方の事業年度等が終了した後、契約担当官等が確認を行うため、別添7-1又は別添7-2の「従業員への賃金引上げ実績整理表」とその添付書類として、当該事業年(度)分及びその前年(度)分の「法人事業概況説明書」(別添7-3)又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(別添7-4)の提出を求める。

具体的には、事業年度単位での賃上げを表明した場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」(別添7-3)の「「10主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額」(以下「合計額」という。)を「4期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする。中小企業等にあっては、上記の比較をすべき金額は、事業年度単位の場合は別添7-3の「合計額」とする。

また、暦年単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」 (別添7-4)の「1給与所得の源泉徴収票合計表(375)」の「②俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較することとする。中小企業等にあって は、上記の比較をすべき金額は、暦年単位の場合は別添7-4の「支払金額」とする。

上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により、上記基準と同等に賃上げ実績を確認した旨の書類等が提出された場合には、このことをもって上記書類による賃上げ実績の確認に代えることができる。この場合の提出方法、考え方及び具体的な例は別添7-5のとおりである。

(※) 上記資料を提出する際には、受注案件名を記載した任意の書面も併せて提出すること。 複数の受注案件がある場合は全ての受注案件を記載して一度に提出することも可能とす る。なお、その場合の別添7-3又は別添7-4は1件分の提出で構わない。

契約の相手方に対しては、契約の相手方が提出した表明書により表明した率の賃上げを 実施したかどうか、当該契約の相手方の事業年度等が終了した後、速やかに東北農政局総 務部会計課が確認を行う。本項目で加点を受けた契約の相手方は、上記に示す書類を事業 年度等終了月の末日から3ヶ月以内に、東北農政局総務部会計課事業経理調整係に提出す るものとする。

なお、実績確認窓口の一元化として、同一の賃上げ実施期間において、複数の部局等(各地方農政局及び農村振興局)に跨がって契約を行った契約相手方は、当該部局等の中から実績整理表の確認の代表窓口となる部局等(以下「代表部局」という。)を任意に選定することができる。この場合において、契約相手方は、賃上げ表明書に記載した事業年度等の終了日までに代表部局を選定した旨を、東北農政局総務部会計課事業経理調整係に連絡するものとし、実績整理表の提出に関する指示を受けるものとする。

問合せ先、提出場所又は提出方法は以下のとおり。

ア 問合せ先及び提出場所

〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎A棟

東北農政局総務部会計課事業経理調整係

電話番号 022-263-1111 内線 4227

E-mail: tohoku_tinage@maff.go.jp

イ 提出方法

電子メール、持参又は書留郵便等(書留郵便又は「民間事業者による信書の送達に関する法律」(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同上第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便のうち、引き受け及び配達記録をした信書便)により提出すること。

なお、上記の確認を行った結果、契約の相手方の賃上げが賃上げ基準に達していない場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記の書類等が提出されない場合は、別途、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から1年間、総合評価落札方式による入札に参加する場合には、減点を行う。

設計共同体の場合に、実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、 その後の減点措置は当該設計共同体、未達成となった構成員である企業及び未達成となった企 業を構成員に含む設計共同体に対して行う。

減点は、当該入札における加点に1点を加えた点を減点するものとする。

経年的に本評価項目によって加点を受けようとする場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることのないよう、賃上げ表明を行う期間は、前年度等に加点を受けるために表明した期間と重ならない期間とすること。

(13) 保険証券等の電磁的方法による提出

保証証書等(契約の保証に係る保証書若しくは証券又は前払金保証に係る保証証書をいう。以下同じ。)の提出又は寄託に代えて電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)であって、金融機関等が定め、契約担当官等の認める措置(以下「電磁的方法による提出」という。)を行う場合は、受注者は、保証証書等の提出又は寄託に代えて、電子証書等閲覧サービス(電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。)上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報(電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。)及び認証情報(電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。)を契約担当官等に提供し、契約担当官等が、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧することをもって代えることができる。保証契約番号及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供すること。

なお、保険会社の発行する電子証書等については、暫定的な取扱いとして電子メールを用いて提出することができる。この場合の提出方法については、保険会社、契約担当官等に確認し、指定された手順を踏むこと。

(14) 入札する企業における人権尊重の確保について

入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

その他の入札に関する事項については入札心得によるものとする。

(15) 発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容(日時、相手方氏名及び働きかけの内容)を記録し、同規程第9条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会(以下、「委員会」という。)に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。

発注者綱紀保持対策の詳細は、当省のホームページによる。

(https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf)

(不当な働きかけ)

- ア 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- イ 指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼
- ウ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
- エ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
- オ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
- カ 公表前における発注予定に関する情報聴取
- キ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
- ク その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

別表 1

1		
1	申請書の提出期間	令和7年6月18日から令和7年7月1日まで(行政機関の休日を除く。)の午前9時00分から午後5時00分まで
2	申請書受付票の発行	令和7年7月1日まで
3	技術提案書及び入札書の 提出期間	令和7年7月10日から令和7年7月15日まで(行政機関の休日を除く。)の午前9時00分から午後5時00分までただし、最終日については午前11時30分までとする。
4	競争参加資格確認結果の 通知時期	令和7年7月23日
5	質問受付期間	令和7年6月18日から令和7年7月7日まで 持参する場合は、上記期間(行政機関の休日を除く。)の午前 9時00分から午後5時00分まで
6	質問回答閲覧期間	令和7年6月18日から令和7年7月9日まで(行政機関の休日を除く。)の午前9時00分から午後5時00分まで
7	開札の日時	令和7年7月31日 午前11時00分
8	履行確実性審査のための追加資料提出要請期限	令和7年8月1日 午後5時00分
9	履行確実性審査のための追加資料提出期限	令和7年8月6日 午後5時00分
10	履行確実性に関する確認票提出期限	令和7年8月1日 午後1時30分
(1)	貸与資料の閲覧期間	令和7年6月18日から令和7年7月15日まで(行政機関の休日を除く。)の午前9時00分から午後5時00分までただし、最終日については午前11時30分までとする。

注)「行政機関の休日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条 に規定する行政機関の休日をいう。

業務費内訳書

業務名称 〇〇事業〇〇業務

標記業務の入札説明書第10(5)に基づき、業務費内訳書を提出します。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官 東北農政局〇〇事業所長 〇〇 殿

提出者住 所会社名

代表者 役職 氏名

電話番号

担当者 役職 氏名 メールアドレス

(会社名:000000000)

NI 75 5	〇〇事業			
業務名	〇〇業務		備	考
	項目	業務実施金額(円)		
設計	直接人件費			
業務価格	直接経費			
	その他原価			
	一般管理費等			
	一括計上価格			
	直接調査費			
一般調査 業務価格	間接調査費			
	諸 経 費			
	一括計上価格			
	直接人件費			
解析等調査 業務価格	直接経費			
	その他原価			
	一般管理費等			
	一括計上価格			
測量	直接測量費			
業務価格	諸 経 費			
	一括計上価格			
業務価	格合計額			

(記載に当たっての留意点)

注1:「業務実施金額」は円単位とすること。

注2:上記金額に消費税は含めないこと。

注3:入札書に記載される入札金額に対応した内訳書とすること。

履行確実性の審査・評価のための追加書類等

目 次

1.	履行確実性の審査・評価のための追加書類		1
2.	追加書類作成要領(各様式別)	•••	6
3.	追加書類様式	•••	9
4	(参考)ヒアリング辞退届・追加資料提出辞退届	3	O

履行確実性の審査・評価のための追加書類等

1. 調査基準価格

調査基準価格は、次の表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった①から④までに掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、測量業務及び地質調査業務を除く係る契約については、その額が予定価格に10分の8.1を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の8.1を乗じて得た額とし、10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額とし、測量業務に係る契約については、その額が予定価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の8.2を乗じて得た額と、10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額とし、地質調査業務に係る契約については、その額が予定価格10分の8.5を乗じて得た額とし、地質調査業務に係る契約については、その額が予定価格10分の8.5を乗じて得た額とし、3分の2を乗じて得た額とし、3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に3分の2を乗じて得た額とする。

業種区分	1	2	3	4
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分	
			の5を乗じて得た	_
			額	
建築関係の建設	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額	諸経費の額に10分
コンサルタント			に10分の6を乗じ	の6を乗じて得た
業務			て得た額	額
土木関係の建設	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に	一般管理費の額に
コンサルタント			10分の9を乗じて	10分の5を乗じて
業務			得た額	得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に	解析等調査業務費	諸経費の額に10分
		10分の9を乗じて	の額に10分の8を	の5を乗じて得た
		得た額	乗じて得た額	額
補償関係建設	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に	一般管理費の額に
コンサルタント			10分の9を乗じて	10分の5を乗じて
業務			得た額	得た額

2. 履行確実性の審査のための追加資料

入札参加者の申し込みに係る価格が1の調査基準価格に満たないときは、以下に掲げる全て の資料の提出を求めるものとする。

様式1 当該価格により入札した理由

様式2 入札価格の内訳書、入札価格の内訳書の明細書

様式2-1 一般管理費等内訳書

様式3 当該契約の履行体制

様式4 手持ちの建設コンサルタント業務等の状況

様式4-1 手持ち業務の人工

様式 5 配置予定技術者名簿

様式5-1 直接人件費内訳書

様式6 手持ち機械等の状況(測量・地質調査業務に限る)

様式7 過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者

様式8 当該業務の品質確保計画

・再委託先からの見積書

・過去3ヵ月分の給与支払額が確認できる給与明細書、賃金台帳の写し及び過去3ヵ月分の法定福利費(事業者負担分)の負担状況が確認できる書面の写し

3. 技術提案の履行確実性の審査・評価方法の概要

(1)技術提案の履行確実性の審査は、技術提案書(履行確実性の審査に必要な部分に限る。)、 入札説明書10.(3)のヒアリング及び(3)の追加資料等をもとに行い、技術提案の確実 な履行の確保が認められる場合には、技術提案に係る評価点をその履行確実性に応じて付与 する。

なお、ヒアリングに応じない場合及び追加資料の提出を求められた者が追加資料を提出しない場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とすることがあることに留意すること。

(2) 履行確実性の具体的な審査・評価方法は、a)業務内容に対応した費用が計上されているか、b)配置予定技術者(照査予定技術者を除く。以下同じ。)に適正な報酬が支払われることになっているか。c)品質管理体制が確保されているか、d)再委託先への支払いは適正かをそれぞれ審査し、a)からd)までの項目ごとに審査した上で、5段階(A~E)で総合的に評価する。

(3) 審査の目安は、次のとおりとする。

a)業務内容に対応した費用が計上されているか。

審査内容	様式	審査の目安
直接人件費、直 接経費、その他 原価、一般管理	様式1 様式2 様式2-1	○業務内容に応じて、全て必要額 [※] 以上を確保している又は必要額を下回った費用についてはその理由が明確である。
費等が必要額を 確保しているか を審査する。	様式5-1 様式6	×必要額を下回った費用に関する理由が明確でない。 ×提出資料が不十分であり、ヒアリング等を通じ
		ても加筆、修正がなく、審査する情報が十分でない。 (ただし、提出資料の内容に大幅な変更がある場合は、提出資料が不備であるとして「×」とする。)

※ 必要額は、1の表業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」(平成6年4月19日経第750号)に基づいて算出される、調査基準価格算出の基礎となった①~④のそれぞれの項目に記載された額とする。

b) 配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか。

審査内容	様式	審査の目安
配置予定技術者	様式3	○業務内容に応じて、各々の技術者に支払われて
への適正な報酬	様式5	いる報酬が会社等において定められた額以上を確
の支払いが確保	様式5-1	保している又は必要額を下回っていても理由が明
されているか。	過去3ヵ月分の	確である。
	給与明細書、賃	×明確でない。
	金台帳及び法定	×提出資料が不十分であり、ヒアリング等を通じ
	福利費(事業者負	ても加筆、修正がなく、審査する情報が十分でな
	担分)の負担状況	い。(ただし、提出資料の内容に大幅な変更があ
	が確認できる書	る場合は、提出資料が不備であるとして「×」と
	面の写し	する。)
配置予定技術者	様式4	○業務内容に応じて、人工が必要人工(標準案)
の人工が適正で	様式4-1	を確保している又は人工が必要人工(標準案)を
あるか	様式7	下回っているがその理由が明確である。
		×人工が必要人工(標準案)を下回っており、そ
		の理由が明確でない。
		×提出資料が不十分であり、ヒアリング等を通じ
		ても加筆、修正がなく、審査する情報が十分でな
		い。(ただし、提出資料の内容に大幅な変更があ
		る場合は、提出資料が不備であるとして「×」と
		する。)

上記の2つの内容のいずれも「○」の場合は、項目b)の審査結果を「○」とし、それ以外を「×」とする。

c) 品質管理体制が確保されているか。

審査内容	様式	審査の目安
照查予定技術者	様式3	○業務内容に応じて、各々の技術者に支払われて
への適正な報酬	様式5	いる報酬が会社等において定められた額以上を確
の支払いが確保	様式5-1	保している又は必要額を下回っていても理由が明
されているか。	過去3ヵ月分の	確である。
	給与明細書、賃	×明確でない。
	金台帳及び法定	×提出資料が不十分であり、ヒアリング等を通じ
	福利費(事業者負	ても加筆、修正がなく、審査する情報が十分でな
	担分)の負担状況	い。(ただし、提出資料の内容に大幅な変更があ
	が確認できる書	る場合は、提出資料が不備であるとして「×」と
	面の写し	する。)
照查予定技術者	様式4	○業務内容に応じて、人工が必要人工(標準案)
の人工が適正で	様式4-1	を確保している又は人工が必要人工(標準案)を

		,
あるか	様式7	下回っているがその理由が明確である。
		×人工が必要人工(標準案)を下回っており、そ
		の理由が明確でない。
		×提出資料が不十分であり、ヒアリング等を通じ
		ても加筆、修正がなく、審査する情報が十分でな
		い。(ただし、提出資料の内容に大幅な変更があ
		る場合は、提出資料が不備であるとして「×」と
		する。)
当該業務の品質	様式8	○特別仕様書に記載する品質確保対策を確実に履
確保計画		行するための計画が適当である。
		×品質確保計画が十分でない。
		×提出資料が不十分であり、ヒアリング等を通じ
		ても加筆、修正がなく、審査する情報が十分でな
		い。(ただし、提出資料の内容に大幅な変更があ
		る場合は、提出資料が不備であるとして「×」と
		する。)

上記の3つの内容のいずれも「〇」の場合は、項目 c)の審査結果を「〇」とし、それ以外を「 \times 」とする。

- ※ 照査技術者の配置が義務付けられていない場合には、配置予定技術者が成果品の品質 に対する全面的な責務を負うこととなることからb)の審査で代替する。
- ※ 品質確保計画が特別仕様書に位置づけられていない場合には、配置予定技術者が成果 品の品質に対する全面的な責務を負うこととなることからb)の審査で代替する。

d) 再委託への支払いは適正か。

審査内容	様式	審査の目安
番査内容 再委託業務内容 を再委託先が確 認しているか。	様式2 様式3 様式5-1	番査の目安 ○業務内容に応じて、再委託の内容、金額が明確である。 ×明確でない。 ×提出資料が不十分であり、ヒアリング等を通じても加筆、修正がなく、審査する情報が十分でな
		い。(ただし、提出資料の内容に大幅な変更がある場合は、提出資料が不備であるとして「×」と
		する。)

- ※ 再委託するものがなく、すべての自社にて実施する旨の説明があった場合には、更に 業務内容に対応した費用の計上や配置予定技術者に対する適正な報酬の支払いについて 厳格な審査が必要であることに鑑み、a)及びb)の審査結果を参考に、再委託業務が ないという状況を踏まえた必要額等であるか否かについて審査する。
- (4) 評価に当たっては、次の方式により行うものとする。
 - ① 調査基準価格以上の価格で申し込みを行った者は、技術提案の確実な履行の確保を含め、 契約の内容に適合した履行が必ずしも十分にされないと認める具体的な事情がない限り、

- (2) の履行確実性の評価をAとし、履行確実性度を1.0として評価するものとする。
- ② 調査基準価格を下回る価格で申し込みを行った者は、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあることから、(2)a)から d)までの審査項目を(3)の審査の目安に沿って評価した結果、「〇」と審査した項目数に応じて、次の表の「〇」と審査した項目数の欄に掲げる評価に対応する履行確実性度を付与するものとする。

「○」と審査した項目数	評価	履行確実性度
4	A	1. 0
3	В	0.75
2	С	0. 5
1	D	0. 25
0	E	0

作成要領 (各様式別)

各様式共通

- 1. 各様式に提出すべき添付資料のほか、入札者が必要と認める添付資料を提出することができる(この場合、任意の添付資料である旨を各資料の右上部に明記するものとする。)。
- 2. 必要に応じ、各様式に提出すべき添付資料以外にも、入札者によって技術提案の確実な履行の確保がされないおそれがあると認められるかどうかを確認するために説明資料の提出を求めることがある。

様式1 当該価格により入札した理由

記載要領

- 1. 当該価格により入札した理由を、手持機械等の状況、過去において受注・履行した同種又は類似の業務、再委託会社の協力等の面から記載する。
- 2. なお、当該価格により入札した結果、当該業務の適切な実施及び成果物の品質の確保を行うことは当然である。

様式2 入札価格の内訳書、入札価格の内訳書の明細書 記載要領

- 1. 特別仕様書に示されている作業項目及び数量に対応する内訳書とする。また、作業項目及び 数量に記載されている区分別の費用内訳が分かる明細書とすること。さらに、「名称・規格」 毎に「二次内訳書」を提出すること。この際、「積算内訳の明細書」を算出した根拠となる、設 計図書に記載されている区分別の費用及びその区分毎に職階別の歩掛、技術者単価など詳細な 内訳がわかる明細書についても提出すること。なお、官積算額欄には、何も記載しないこと。
- 2. 内訳書には、再委託(契約書に基づく発注者の承諾を必要としない軽微な部分の再委託を含む。以下、作成要領において同じ)を予定している金額及び自社で実施する予定の金額との区分を明らかにすること。
- 3. 計上する費用については、計数的根拠のある合理的なもので、かつ、現実的なものでなければならない。
- 4. 追加資料提出者の申込みに係る金額が、契約対象業務の実施に要する費用の額を下回るときは、その下回る額を不足額として一般管理費等に計上し、「付加利益」の内数として記載する。
- 5. 業務の実施に必要な費用との対応関係が不明確な「値引き」、「調整額」、「お得意様割引」 等の名目による金額計上は行わないものとする。

様式2-1 一般管理費等内訳書

記載要領

- 1. 一般管理費等は、一般管理費と付加利益からなり、様式2で記載した一般管理費等の内訳を記載するものとする。
- 2. 一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等に係る項目別の金額を記載すること。
- 3. 付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証金その他の営業外費用等に係る項目別の金額を記載すること。

様式3 当該契約の履行体制

記載要領

1. 体制図においては、再委託を行う予定がある場合は、再委託の相手先ごとに、相手方名、再 委託を行う業務の内容、再委託の予定金額及び再委託を行う理由を記載する。また、当該業務 が特別仕様書等において、調査基準価格を下回る価格で契約した者に対し第三者による照査の 実施が義務付けられている業務(以下、「第三者照査対象業務」という。)である場合は、第三者照査の実施予定先を記載する。

- 2. 「技術者の区分」の名称は、契約対象業務の業種区分に応じて適宜設定すること。
- 3. 測量業務(航空測量を含む。以下、作成要領において同じ。)及び地質調査業務については、 配置を予定する技術者のうち、現場作業における技術上の責任者として現場責任者を定め、備 考欄に「現場責任者」と明記すること。

(添付資料)

- 1. 再委託を行う予定がある場合、再委託の予定金額を確認するためすべての再委託先からの見積書を添付すること。
- 2. 再委託先からの見積書には、様式2を準用した内訳書を添付するものとし、項目(設計業務の場合の例:直接設計費、直接経費、その他原価、一般管理費等)毎の内訳が分かるようにすること。
- 3. 再委託が測量業務又は地質調査業務である場合には、手持機械等の状況について様式6を準用し、作成し添付すること。
- 4. 第三者照査対象業務の場合は、第三者照査の実施予定先からの見積書を添付すること。

様式4 手持ちの建設コンサルタント業務等の状況

記載要領

配置を予定する技術者(再委託先の技術者及び第三者照査対象業務の場合は第三者照査技術者を含む。)ごとに、契約金額 500 万円以上の手持ちの建設コンサルタント業務等すべてについて記載するものとする。

様式4-1 手持ち業務の人工

記載要領

配置を予定する技術者(再委託先の技術者及び第三者照査対象業務の場合は第三者照査技術者を含む。)ごとに、当該業務及び様式4で記載した手持ち業務の特別仕様書の作業項目及び数量に記載されている区分別に期間別の計画人工数(日数)を記載すること。なお、人工合計(日数)の欄には、期間別の合計人工数をそれぞれ記載するものとする。

様式5 配置予定技術者名簿

記載要領

- 1. 配置を予定する技術者(再委託先の技術者及び第三者照査対象業務の場合は第三者照査技術者を含む。)について記載するものとする。なお、競争参加資格として必要な資格については少なくとも記載すること。
- 2. 「技術者の区分」の名称は、契約対象業務の業種区分に応じて適宜設定すること。
- 3. 測量業務及び地質調査業務については、配置を予定する技術者のうち、現場作業における技術上の責任者として現場責任者を定め、備考欄に「現場責任者」と明記すること。 (添付資料)
- 1. 本様式に記載した入札者の技術者が自社社員であり、契約対象業務の入札公告後に入社した者でないことを証明する健康保険証等の写しを添付する。
- 2. 再委託先の技術者については、再委託先の社員であり、契約対象業務の入札公告後に入社した者でないことを証明する健康保険証等の写しを添付する。
- 3. 入札者の技術者、再委託先の技術者については、記載した資格を証明する書面の写しを添付する。
- 4. 第三者照査対象業務の場合は、特別仕様書において定める第三者照査の企業に要求される資格及び第三者照査の照査技術者に要求される資格を確認できる資料の写しを添付する。

様式5-1 直接人件費内訳書

記載要領

配置を予定する技術者(再委託先の技術者を含む。)ごとの直接人件費の内訳として契約対象 業務作業時間、年間総労働時間、年収、法定福利費及び退職給付費用を記載のうえ年間人件費、 人件費単価及び調査対象業務直接人件費を算出し、契約対象業務直接人件費の合計額を合計欄に 記載すること。

(添付資料)

配置を予定する技術者(再委託先の技術者を含む。)ごとの過去3カ月分の給与支払額が確認できる給与明細書、賃金台帳の写し(様式5-1に記載した年収が確認できる範囲)及び過去3カ月分の法定福利費(事業者負担分)の負担状況が確認できる書面の写しを添付すること。

様式6 手持機械等の状況

※本様式は、契約対象業務が測量業務又は地質調査業務である場合に作成すること。

<機械を保有している場合>

記載要領

- 1. 本様式は、契約対象業務で使用する予定の手持機械について記載する。
- 2. 再委託の相手方が保有する機械を使用することを予定する場合は、備考欄にその旨を記載すること。

<機械をリースする場合>

記載要領

- 1. 本様式は、契約対象業務で使用する予定の機械及び当該機械のリースを受けようとする予定業者について作成する。
- 2. 再委託の相手方がリースを受けて機械を使用することを予定する場合は、備考欄にその旨記載すること。
- 3.「リース元名」の「入札者との関係」欄には、入札者又は再委託先の相手方と機械リース予定業者との関係を記載する。(例)協力会社、同族会社、資本提携会社等また、取引年数を括弧書きで記載する。

様式7 過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者 記載要領

- 1. 配置予定技術者名簿に記載した技術者について記載すること。
- 2. 過去3年間に国及び地方公共団体等が発注した建設コンサルタント業務等を対象に、受注・履行した同種又は類似の業務(契約対象業務と同じ業種区分の測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務又は補償関係コンサルタント業務に係るものに限る。)すべて(入札日時点で履行中のものは除く。)について、新しい順に記載する。

また、業務成績評定点についても記載することとし、業務の「契約書」の写し及び「業務成績評定通知書」の写しを添付すること。

3. 農林水産省が発注した業務について、「業務成績評定」が60点未満の業務がある場合は、 当該業務の履行を踏まえ品質確保対策や適正な履行の確保対策等を記載した資料を添付すること。

様式8 当該業務の品質確保計画

記載要領

1. 特別仕様書に記載する品質確保対策について、確実に履行するための計画を記載すること。

履行確実性の審査・評価のための追加書類について

業務名称 ○○業務

標記業務の履行確実性の審査・評価のための追加書類等を提出します。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 東北農政局長 〇〇 〇〇殿

> 提出者 住 所 会社名 代表者 役職 氏名 電話番号

担当者 役職 氏名メールアドレス

当該価格により入札した理由

様式2

入札価格の内訳書(設計業務の場合)

(標準記載例)

業務名							
業務区分	項目	種別	業務実施金額 (A=B+C)	うち自社実 施金額(B)	うち再委託 予定金額(C)	官積 算額(D)	備考
設計業務 価格	直接原価	水路工 落差工 分水工 打合せ 旅費交通費 電子成果物					一次内訳書一〇
	一般管理費 等						
業務価格							

入札価格の内訳書の明細書

(標準記載例)

(小示:中市山野	一次内訳書一〇 水路工実施設計の費用内訳								
項目	名称・規格	単位	数量	業務実施金額	官積	備考			
直接原価	現地調査	km							
	資料の検討	km							
		•							
		•							
		•							
	点検とりまとめ	式							
	計								

その他原価、一般管理費等に係る内訳書

(標準記載例)

	その他原価、一般管理費等の内訳								
項目	種別	細別	業務実施金額	備考					
その他原価一般管理費等	間接原価 一般管理費 付加利益								
	計								

入札価格の内訳書の明細書【設計業務】

(用水路 (開水路) 実施設計業務の場合の標準記載例)

(二次内訳書の様式)

	二次内訳書-1 現地調査1kmあたりの費用内訳								
項目	名称・規格	単位	数 量	業務実施金額	官積 算額	備考			
直接設計費	主任技師	人							
	技師①	人							
	技師②	人							
	技術員	人							
	 								

注1:二次内訳書の様式は任意とするが、歩掛、技術者等単価が確認できるものとする。注2:技術者等単価の決定根拠となる、賃金等見積り根拠がわかる資料を添付すること。

様式2

入札価格の内訳書(地質、土質調査業務)

(標準記載例)

業務名							
業務区分	項目	種別	業務実施金額 (A=B+C)	うち自社実 施金額(B)	うち再委託予 定金額(C)	官積 算額(D)	備考
	直接調査費	地質調査					一次内訳書-1
務費	間接調査費	運搬費					一次内訳書-2
		準備費					一次内訳書-3
		仮設費					一次内訳書-4
		安全費					一次内訳書-5
		借地料					一次内訳書-6
		旅費交通費					一次内訳書-7
		施工管理費					一次内訳書-8
	諸経費	業務管理費					諸経費に係る内訳書
		一般管理費 等					DV E
解析等調査 業務費	直接人件費	解析取りま とめ					一次内訳書-10
		打合せ					一次内訳書-11
	直接経費	旅費交通費					一次内訳書-12
		電子成果物					一次内訳書-13
	その他原価	間接原価					その他原価、一般管理費等に係る
	一般管理費 等	一般管理費					内訳書
	₹	付加利益					
業務価格							再委託予定金額 の比率○○%

入札価格の内訳書の明細書【地質、土質調査業務】

(標準記載例)

(一次内訳書の様式)

	一次内訳書-1 地質調査費の内訳								
項目	名称・規格	単位	数量	業務実施金額	官積	備考			
直接調査費	土質ボーリング	m				二次内訳書-1			
	サンプリング	本				二次内訳書-2			
	標準貫入試験	旦				二次内訳書-3			
	現場透水試験	口				二次内訳書-4			
	計								

注:「名称・規格」毎に「二次内訳書」を提出すること。

(諸経費に係る内訳書の様式)

	諸経費の内訳								
項目	種別	細別	業務実施金額	備考					
諸経費	業務管理費 一般管理費等	業務管理費 一般管理費 付加利益							
	計								

入札価格の内訳書の明細書【地質、土質調査業務】

(標準記載例)

(二次内訳書の様式)

	二次内訳書-1 土質ボーリング 1 mあたりの費用内訳								
項目	名称・規格	単位	数量	業務実施金額	官積	備考			
直接調査費	調査技師	人							
	調査員①	人							
	調査員②	人							
	作業員	人							
	メタルクラウン	個							
	コアチューブ	本							
	ケーシング	本							
	ボーリングマシン	台							
	計			_					

注1:二次内訳書の様式は任意とするが、歩掛、技術者等単価が確認できるものとする。注2:技術者等単価の決定根拠となる、賃金等見積り根拠がわかる資料を添付すること。

様式2

入札価格の内訳書【測量業務】

(標準記載例)

業務名								
業務区分	項	目	種別	業務実施金額 (A=B+C)	うち自社実 施金額(B)	うち再委託 予定金額(C)	官積 算額(D)	備考
測量作業費	直接測	量費	路線測量費					一次内訳書-1
			打合せ					一次内訳書-2
			旅費交通費					一次内訳書-3
			安全費					一次内訳書-4
			技術管理費					一次内訳書-5
	諸経費		間接測量費					諸経費に係る内 訳書
業務価格								再委託予定金額 の比率〇〇%

入札価格の内訳書の明細書【測量業務】

(標準記載例)

(一次内訳書の様式)

()(1)()	一次内訳書-1 路線測量費の内訳								
項目	名称・規格	単位	数 量	業務実 施金額	官積	備考			
直接測量費	全体計画	式				二次内訳書-1			
	現地踏査	km				二次内訳書-2			
	線形決定	km				二次内訳書-3			
	中心線測量	km				二次内訳書-4			
	縦断測量	km				二次内訳書-5			
	横断測量	km				二次内訳書-6			
	平面測量	m²				二次内訳書-7			
	伐採	km				二次内訳書-8			
	計								

注:「名称・規格」毎に「二次内訳書」を提出すること。

(諸経費に係る内訳書の様式)

	諸経費の内訳								
項目	種別	細別	業務実施金額	備考					
諸経費	間接測量費	間接測量費 一般管理費 付加利益							
	計								

入札価格の内訳書の明細書【測量業務】

(標準記載例)

(二次内訳書の様式)

	二次内訳書-2 現地	踏査1km	あたり	の費用内割	訳	
項目	名称・規格	単位	数量	業務実施金額	官積 算額	備考
直接測量費	測量技師	人				
	技師①	人				
	技師②	人				
	機械経費	式				
	材料費	式				
	=1					
	計			-1		

注1:二次内訳書の様式は任意とするが、歩掛、技術者等単価が確認できるものとする。注2:技術者等単価の決定根拠となる、賃金等見積り根拠がわかる資料を添付すること。

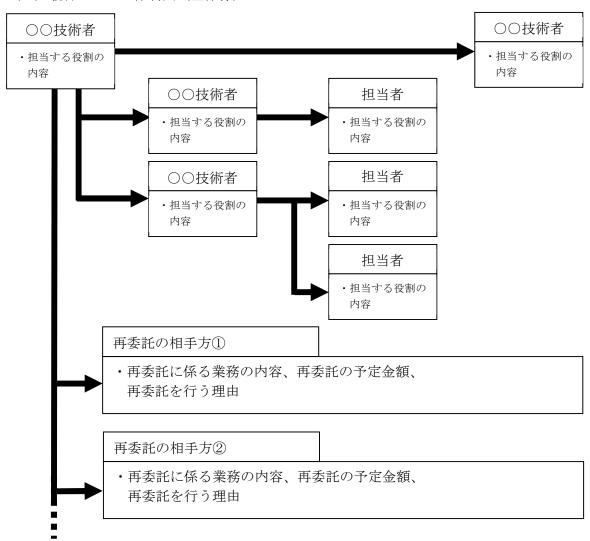
一般管理費等内訳書

契約対象業務名		
費目・項目	金額(円)	備考
一般管理費等		
法定福利費		
福利厚生費		
事務用品費		
通信交通費		
水道光熱費		
地代家賃		
減価償却費		
租税公課		
保険料		
契約保証費		

様式3

当該契約の履行体制

(1) 履行のための体制図(全体像)



(2)業務に係る実施体制

	C/2011 103			
技術者 の区分	氏名	役職・部署	担当する役割	備考

様式4

手持ちの建設コンサルタント業務等の状況

(技術者)(氏名:)

業務名	発注機関	履行期間	契約金額	備考

様式4-1

手持ち業務の人工(当該業務も含む)

○○検討 ○○調査 ○○課理 報告書作成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(技術者)(氏名:))																																		日数を記	乙乙
1 10 20 1 10 20 1 10 20 1 10 20 1 10 20 1 10 20 1 10 20 1 10 20 1 10 20 1 10 20 1 10 20 1 10 20 1 10 20 1 10 20 1 10 20 1 10 20 1 10 20 1 10 20 1 10 20 1 10 20 1 10 20 1 10 20 1 10 20 1 10 20 1 10 20 1 10 20 1 10 20 10 20 10 20 10 20 10 20 10 20 10 20 10 20 10 20 10 20 2	攀 黎 夕 • 拳 黎 陌 日																																			I				供 岁	\Box
A業務	未切		1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1 1	10 2	20	1	10 2						10	20	1				NHI 73	
○ () 接対		営業日	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	1	1 7	/ 7	/	7	7		
○○原登理 報告書作成	A業務																																								
○○原登理 報告書作成	〇〇検討																								Т	1.0	1.0	2.0	1.0	1.0	0.5				П			Т			
○○登理 報告書作成	〇〇調査																								П			П	1.0	1.0	1.5	1.5	1.0	1.0	Т			Т			
報告書作成 小 計 3 日本の 3 日本の 5 日本の 6 日本の 7 日本の 7 日本の 7 日本の 8 日本の 7 日本の 8 日本の 7 日本の 8 日本の 7 日本の 8 日本の 8 日本の 7 日本の 8 日本の 9	〇〇整理																								П			П				1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	0			
日本の 日本	報告書作成			T												П								7	T			T	T	T				П	T	Т	2.	5 3	2.5		
B業務 ○ (検討				T											П	Г									T			T	T	T				П	T		Т	T	7		_
B業務 ○ (検討				╗		\neg									П	П									T			T	T	ヿ	T		Г	Т	т	1	т	T	_		_
B業務 ○ (検討			Πİ	7						П				П	П	П	П		П	П		T		T	T	T	T	7	7				П	Т	Т	Т	\mathbf{T}	T	T		_
B業務 ○ (検討			Ħ							П					Т				П	П		T		_	T	T	T	T	T	T			Г	Т	T	T	1	Τ	T		_
B業務 ○ (検討	小計														П	Г									\neg	- 1	- 1	2	2	2	2	2.5	2	2	2	1	1 3	.5	2.5		_
○○勝者 ○○於理 報告書作成 ・	B業務																														•										_
○○勝者 ○○於理 報告書作成 ・	〇〇検討																									1.0	1.0	2.0	1.0	1.0	0.5			П	Т		Т	Т			_
○○整理 報告書作成 小 計 ・	〇〇調査														П	Г									\neg			_	1.0	1.0	1.5	1.5	1.0	1.0	Т		1	т			_
報告書作成															П	Г									\neg			_	\neg				1.0	1.0	1.0	1.0	1.2	0			_
(大き) (大き) (大き) (大き) (大き) (大き) (大き) (大き)	報告書作成														П	Г									\neg			_	\neg					Т	T		2.1	5 :	2.5		_
C業務 10 10 20 10 10 05	18.2 2 11.774		Ħ	_											Т	Г			П					\neg	7	T	_	7	┪	\neg				Т	T	1	T	т	╅		_
C業務 10 10 20 10 10 05															т					П				_	_	一		_	_	_	\neg		Г	т	$\boldsymbol{\tau}$	1	\mathbf{T}	+	\neg		_
C業務 10 10 20 10 10 05			H	_										T	Т	Т			П		\Box			\neg	_			7	╛	\neg			Г	т	T	1	\mathbf{T}	т	\neg		_
C業務 10 10 20 10 10 05					_	_									T				m	П				_	_	_	_	_		_				Т	T	1	1	+	_		_
C業務 10 10 20 10 10 05	/\ <u>#</u> +		H	7	_	\exists				H	Н			m	H	H			П	Н		7	_	_	7	1	1	2	2	2	2	2.5	2		2	1	1 3	.5	2.5		_
10 10 20 10 10 05 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10															_	_									_								_	_	_	_		_	╅		_
小 計	- X-133		П	_	_									Г	_	П							\neg	\neg	т	10	1.0	2 በ	10	1.0	0.5		г	т	т	т	т	$\overline{}$	$^{+}$		_
小計 1 1 2 2 2 2 2 25 2 2 1 1 35 25			H	+	\dashv	\dashv	\neg	\vdash	\neg	Н	Н	\vdash		H	H	H	H		Н	Н	\vdash	+	+	\dashv	\dashv	+						1.5	1.0	10	+	+	+	+	\dashv		_
小計 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 1 1 35 25			H	+	\dashv	\dashv	\neg	\vdash	\neg	Н	Н	\vdash		H	H	H	H		Н	Н	\vdash	+	+	\dashv	\dashv	\dashv	+	+								10	10	+	\dashv		_
小 計	l 		H	\dashv	\dashv	\dashv	\dashv	\dashv	\dashv	Н	Н	Н	Н	H	H	⊢	Н		Н	Н	Н	+	\dashv	\dashv	+	+	+	\dashv	+	\dashv	-	1.0	1.0	1.0	+"	۳	_		2.5		_
	l 		\vdash	-	\dashv	\dashv	-	\vdash		Н	Н	\vdash	\vdash	H	+	\vdash	\vdash	\vdash	Н	Н	\vdash	\dashv	+	+	+	+	+	\dashv	+	\dashv	\dashv		Н	+	+	+	+=	+			_
	1		H	\dashv	\dashv	\dashv	-	\vdash		Н	Н	\vdash		┢	⊢	Н	\vdash	\vdash	Н	Н	Н	\dashv	_	-	+	\dashv	\dashv	\dashv	+	\dashv	-		⊢	⊢	╆	+	+	+	+		_
	1		H	\dashv	\dashv	\dashv	-	\vdash		Н	Н	\vdash		┢	⊢	Н	\vdash	\vdash	Н	Н	Н	-	_	-	+	\dashv	\dashv	\dashv	+	\dashv	-		⊢	⊢	╆	+	+	+	+		_
	1		H	\dashv	\dashv	\dashv	-	\vdash		Н	Н	\vdash		┢	⊢	Н	\vdash	\vdash	Н	Н	Н	-	_	-	+	\dashv	\dashv	\dashv	+	\dashv	-		⊢	⊢	╆	+	+	+	+		_
	/\ =⊥		H	-	\dashv	\dashv	-	\vdash		Н	Н	\vdash		┢	⊢	Н	\vdash	\vdash	Н	Н	Н	\dashv	_	-	+	-	-	2	-	2	2	2.5	Η,	-	╁	+	+-	+	2.5		_
T 本社/口歌	小 aT		ш									_		<u> </u>		_	_		_	_				_	_	- '1	- '1	2	2	2	2	2.5		-1	ــــــــــــــــــــــــــــــــــــــ	_	3.	.o	2.0		_
	人工合計(日数)		П	_	_	_		- 1						_	_	_						- 1	- 1	_	-	3	3	6	6	6	0	7.5				л .	2 10		7.5		_

配置予定技術者名簿

技術者 の区分	氏 名	資格	取得年月日	免許番号 交付番号	備考

様式5-1

直接人件費内訳書

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
技術者名	契約対象 業務作業 時間	年間総労働時間	年収	法定福利费	退職給付費用	年間人件費 = (4)+(5)+(6)	人件費単価 =(7)/(3)	契約対象業 務直接人件 費=(8)× (2)
	(時間)	(時間)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円/時)	(円)
							 	[
							-	
 								
								{
 								
 								
						ı	合計⇒	0

手持機械等の状況 (測量業務及び地質調査業務に限る)

<自社又は再委託予定先が機械を保有している場合>

工種•種別	機械名称	規格・型式・能力・年式	単位	数量	メーカー名	専属的使用 予定日数	備考

<自社又は再委託予定先が機械をリースする場合>

				, • ,,,			リース元名			
工種•種別	機械名称	規格·型式· 能力·年式	単位	数量	メーカー名	業者名	所在地	入札者との関 係 (取引年数)	備考	

様式7

過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者

(技術者) (氏名:)

(1人111111111111111111111111111111111111)				
通し 番号	業務名	発注者名	履行期間	契約金額	業務成績 評定点	落札率	備考
							1

注2:「業務成績評定」が60点未満の業務がある場合は、当該業務の履行を踏まえ品質確保対策や適正な履行の確保対策等を記載した資料を添付すること。様式は任意(該当1業務あたりA4版1枚以内)とする。

当該業務の品質確保計画

ヒアリング辞退届・追加資料提出辞退届

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 東北農政局長 ○○ ○○ 殿

> 住 電話番号 メールアドレス 会社名 代表者氏名

業務名

上記業務について、技術提案の履行確実性評価のためのヒアリングを、○○○のため辞退する旨、届け出ます。

(上記業務について、技術提案の履行確実性評価のための追加資料の提出を求められましたが、○○○○のため(例:提出期限までに提出できないため)辞退する旨、届け出ます。)

注1)提出方法は、入札説明書に示す方法で提出をすること。

(備考) 用紙の大きさは日本産業規格A列4とする。

履行確実性に関する確認票

(予定価格以下、調査基準価格以上の者)

事業名 業務名

注意事項:本票の回答は、本業務を担当する<u>管理職以上の責任者により</u>作成してください。

v 'o
1. 技術提案の確実な履行を確保するため、業務内容に対応した費用が計上されているか(業務内容に対応した費用の内容、金額等)
回答
2. 技術提案の確実な履行を確保するため、配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか(適正な報酬の内容)
回答
│ 3.技術提案の確実な履行を確保するため、品質確保体制が確保されているか(具体的
な体制の内容) 回答
4. 技術提案の確実な履行を確保するため、再委託先への支払いは適正か(再委託があ
る場合は、再委託の内容及び支払い金額と、その金額の妥当性)
回答
上の履行確実性確認票に記載した回答内容に、相違ありません。
令和 年 月 日
回答者 会 社 名:
電話番号:
<u>役職等:</u>
氏 名:

技術提案書評価基準【一般競争入札(総合評価落札方式(実施方針重視型))】

別添3

国営造成施設総合水利調整管理事業 和賀中部地区水利権変更協議資料作成業務

〈企業・予定管理技術者の技術力〉

\ <u>_</u>	E管埋技術者の技術 ┃ ┃	171/				評価					
					1	a+ 1µµ		<u> </u>	1	<u> </u>	
評価項目	評価の着目点	評価の着目点内訳	評価点	А	評価点	В	評価点	С	評価点	D	備考
(企業評価)		•									
資格要件	資格要件	競争参加資格の認定		資格登録されている	_	_	1	_	し争 資格		競争参加資格申請手続中の場合は、落札決定時に資格登録されていることを条件 として「資格登録されている」と評価する。 ただし、落札決定時までに資格登録されなかった場合は、競争資格なしとして入札 を無効とする。
専門技術力	成果の確実性	納品後における重大な設計ミスの発覚 等による契約不適合の有無	0	該当しない		_	_	_	-2	該当する	■大なミスヒは、管内国営事業(務)所が発注する業務において、当該年度より過う 3か年度に主要構造物の設計の根幹、ダムや頭首工及び橋梁等の重要構造物の 機能、構造に関わるもので事業推進に弊害をきたしたものまた、人身に危害を及ほ したものをいう。
	地域への貢献	過去3年間(前年度まで)の管内における地域貢献活動への支援	2	「優良工事等表彰」における地域貢献活動の表彰実績 有り	1	管内における農地・農業用水等の 資源保全、造成施設の保全管理、 農村環境保全、住民参加・農村地域 工、荒廃農地解消活動、農村地域 防災活動等に対して企業としての 継続的な支援実績 有り	0	地域への貢献に対する 取組実績(過去3年 間)がない	=	-	地域への貢献に対する取根実績(過去3年間)がない場合は評価しない(2評価) 緊急事態宣言が発動された年において、活動に支障が生じた場合にあっては、継 続的な支援実績の対象期間から除くことができるものとし、過去3年間)と深急専 態宣言が発動された年を除く過去3年間」と読み替えることができるものとする。
		過去3年間(前年度まで)における災害協定等に基づく活動実績	1	土地改良施設等を対象とした災害協 定等に基づく活動実績がある	0. 5	災害協定に基づかない活動実績が ある	0	災害協定に基づく活動 実績(過去3年間)が ない	-	_	災害協定等に基づ(活動実績とは、 ・国:地方展 政局等)との間に締結した土地改良施設等に係る災害協定に基づ(要 話を受けて実施した災害活動実績 ・被災地方公共団体からの要請を受け、国から団体等に対して行った協力依頼に づき実施した災害活動実績 災害協定に基づかない活動実績とは、 ・国・地方公共団体等からの要請を受けて実施した災害活動実績(家畜防疫活動 含む) 活動実績(過去3年間)がない場合は評価しない(O評価)
	業務執行能力	過去3年間(前年度まで)の表彰実績 の有無		業務表彰実績(農林水産大臣表彰、 農村振興局長表彰、農政局長表彰) がある 【加点評価点】	1	業務表彰実績 (農政局長表彰) が ある	0.5	業務表彰実績(事業 (務)所長表彰又はそ の他表彰がある	_	_	企業として受けた表彰を対象とし、評価対象は以下のとおりである。 ・農林水産大民表彰、農村接興局長表彰(全国1地方農政局、北海道開発局及び 線総合事務局, 7評価された業務が対象) ・農政局長表彰、事業(務)所長表彰(当該農政局管内で評価された業務が対象) ・農業農村工学会表彰(全国土地改良工事等学術技術最優秀賞) 評価対象は当該業務期門(関連する表彰とし、業務表彰については、当該業務結
			'	農業農村工学会表彰							町間がある当成来が前り「一関歴する女やとし、未が女やについては、当成来が前門とAGRIS業務分類の「大分類」を同じくする業務の表彰を評価する。
業務実施体制	実施体制の妥当性	再委託の内容及び分担業務の構成員	0	右に該当しない	-	_	-	-		委託する場合	再委託の記載がない場合は、「〇評価」とする。
ワーク・ライフ・バラ ンス等の推進	- ワーク・ライフ・バランス等 の推進	ワーク・ライフ・パランス等推進に係 る認定の取得状況等	0. 5	次に掲げるいずれかの認定等を受け いる。 ・女性の職業生活における活躍の権 場合。(以下 法律等4 場合。(以下 法律等4 場合。(以下 法律等4 場合。(以下 法律等4 場合。(以下 法律等4 場合。(以下 法律等4 場合のを提列集推進法」とい が大性育成支援列集推進法(平成 を法律)、10年 (以下 紀定 という。)))に基づくる及・ド大性(よ か、ガラ左企栗 川大 名み・トラウキー) ・青少年の程等に関する法 権昭成4年法律第98号(以下 基づ 会認定(ユースエール認定企業)※3 会認定(ユースエール認定企業)※3	_		0	Aに該当しない	_		※1 女性菩薩推進法第9条又は第19条の規定に基づ〈認定を受けている企業(9 9条に関するものに対しては、労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに展 6。)、同法第9条に基づ〈一般事業主行動計画(計画期間が満了していないもの) 限る。)を策定している企業(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限 6。)をいう。 ※2 次世代法第13条又は第15条の2の規定に基づ〈認定を受けている企業。 ※3 若者雇用促進法第15条の規定に基づ〈認定を受けている企業。
賞上げの実施を表明した企業等	. 賃上げの実施の表明	賃上げの実施の表明	3	次のいずれかに該当する。 (大企業の場合と、「大企業の場合を、「無数する最初の を兼年度又は令和6年(原本)に対 受給者の人当たりの平均受給額を 3%以上増加させる旨、従業員に表 明していること。 (中小企業年度入場所として、対前年度又以前年上の場合) 参集年度大体和6年(原本)にお が、対前年度区域的年七年)に表 続き、15%以上が加させる旨、従業員 に表明していること。	_		0	Aに該当しない		-	

						評価					
評価項目	評価の着目点	評価の着目点内訳	評価点	А	評価点	В	評価点		評価点	D	備考
<予定管理技術者評価	>										
資格要件	技術者登録	技術者資格、その専門分野	4	技術士(総合技術監理部門(農業一 農業土木、農業一農業農村工学)、 農業部門(農業土木、農業農村工 学))、博士(農学)	2	農業土木技術管理士、	1	その他資格者(当該業 務部門に限る)	競争資格なし	l)	その他資格者の内訳(シビルコンサルテイングマネージャー(RCCM:農業土木))または、これと同等の能力と経験を有する技術者 、当該業務部門に該当する技術部門(当該業務に関連する学術部門)とは、 入札説明書5の(3)①に示す技術部門(学術部門)である。
業務執行技術力	過去の業務実績又は実務経験	過去10年間(前年度まで)の当該業務 部門の業務実績又は実務経験(国営以 外の農業農村整備事業も含む)	3	当該業務部門の管理技術者としての 業務実績、又は当該業務部門の業務 をマネジメントした実務経験がある	2	当該業務部門の担当技術者として の業務実績がある	0	当該業務部門の業務実績、実務経験がない	1	_	・当該業務部門とは、発注者が業務説明書本文で示すAGRIS業務分類コード 表における分類と同一の業務。
	過去の業務成績	過去10年間(前年度まで)の当該業務 部門の業務の平均成績(国営の農業農 村整備事業のみ)		当該業務部門の管理技術者として担 当した業務の平均成績が80点以上	3	当該業務部門の管理技術者として 担当した業務の平均成績が75点以 上~80点未満		当該業務部門の管理技 術者として担当した業 務の平均成績が70点以 上~75点未満		術者として担当した業 務の平均成績が70点未	・評価における件数は、最近の完了順に5件までとする。なお、5件に満たない場合は、その全てを対象とする。 ・業務成績の対象点数は、以下のとおりとする。 (管理技術者の場合)
		管理技術者としての成績がなく担 当技術者としての成績がある場合 (過去10年間)		当該業務部門の担当技術者として担当した業務の平均成績が80点以上		当該業務部門の担当技術者として 担当した業務の平均成績が75点以 上~80点未満		当該業務部門の担当技 術者として担当した業 務の平均成績が70点以 上~75点未満		術者として担当した業 務の平均成績が70点未 満	業務成績評定通知に示す「業務評定点」である。
	技術者継続教育に対する取組み	農業農村整備事業に関する継続教育に 対する取組状況	3	前々年度に50CPD単位又は過去3年間 に150CPD単位以上を取得	2	前々年度に30〜49CPD単位又は 過去3年間に90〜149CPD単位を取 得		前々年度に10~29CPD 単位又は過去3年間に 30~89CPD単位を取得	0	ı,	展業農村整備事業の継続教育に係る取り組みGPD単位のみを評価対象とする。 ・「又は」の解釈 どちらか条件(前年度、過去3年間)を満足していればよい。 前年度に緊急事態宣言が発動されたことによりPP取得に影響が生じたと 判断される場合は、「過去3年間」を「緊急事態宣言が発動された年を除く 過去3年間」と読み替えることができるものとする。
			1	【加算評価点】 技術士 (CPO認定) に認定されている	3.			,	ı	_	上記の継続教育の取組においてA、B又はCにより加点されており、かつ、 農業農村工学会技術者継続教育機構において取得したCPDにより、技術士 (CPD認定)・に設定されている場合は、上記に加算する。 評価対象とする技術部門は以下のとおり。 ・総合技術部門は以下のとおり。 ・総合技術型部門(農業―農業土木、農業 ―農村農村工学) ・農業部門(農業土木又は農業農村工学)
専任性	専任性	1件当たり1千万円以上の管理技術者 としての手持ち業務件数又は手持ち業 務総額(国営以外も含む)	3	手持ち業務件数3件以内かつ契約総 額5千万円未満	1	手持ち業務件数6件以内かつ契約 総額1億円未満で、Aに該当する ものを除く		手持ち業務件数9件以 内かつ契約総額2億円 未満で、A、Bに該当 するものを除く	-2	A、B、Cに該当しな い	・既契約の工期末日と当該業務の公告開始日(令和7年6月17日)で重複を 判定 ・国庫債務負担行為に係る契約の場合は当該年度の支払限度額とする。(最 終年度は契約額から支払済額を差し引いた金額とする。)

技術提案書評価基準【一般競争入札(総合評価落札方式(実施方針重視型))】

国営造成施設総合水利調整管理事業 和賀中部地区水利権変更協議資料作成業務

	:小利惟发史協議貝					評		価					
評価項目	評価の着目点	評価の着目点内訳	評価点	A (特に優れている)	評価点	B (優れている)	評価点	C (普通)	評価点	D (やや劣る)	計価点	E (劣る)	備考
〈業務への取組方針	>												
実施方針		①農業農村整備事業に対する理解度 ②農業条件や用水条件など地域特性の 把握 ③業務の目的・内容等に対する理解度	5	特に的確に示されている	4	的確に示されている	3	普通である	2	やや劣る	0	劣る	
	実施手順・体制の妥当性	①業務実施に当たっての前提条件、留 意点等の把握 ②検討内容、検討手法の的確性 ③業務の品質確保に当たっての実施体 制・手順	15	特に的確に示されている	12	的確に示されている	9	普通である	5	やや劣る	0	劣る	

最高評価点 47.5点

○○事業 ○○業務 質問回答書(令和 年 月 日)

項	目	内	容(回	答)	備	考

担当窓口部署:〇〇〇〇担当者氏名:〇〇〇〇〇

電話番号: ○○○-○○-○○

技術提案書総括表

業務類型 一般競争(総合評価落札方式(実施方針重視型))同時提出型 業務名 国営造成施設総合水利調整管理事業 和質中部地区水利権変更協議資料作成業務

業者記入欄 〈企業・予定管理技術者の技術力〉 評点 評価の着目点内訳 例:〇〇コンサルタンツ 業者名 (企業評価) 競争参加資格中議手続中の場合は、落札決定時に資格登録されているこ を条件として「資格登録されている」と評価する。 ただし、落札決定時までに資格登録されなかった場合は、競争資格なしとし て入札を無効とする。 A:0, B:-登録有 , C:-, D: 競争資格 なし 重大なとスとは、管内国営事業(器)所が発注する業務において、当該年度 より過去3か年度に主要構造物の設計の規幹、ダムや研営工及び構業等の 重要構造物の機能、構造に関わるもので事業推進に弊害をきたしたものま た、人身に密管を及ぼしたものという。 専門技術カ 0 該当しない 果の確実性 納品後における重大な設計をス の発覚等による契約不適合の有 A:0, B:-該当し C:-, D: 管内における農地・農業用水等の資源保全、造成施設の保全管 環、農村環境保全、住民参加型高密施工、系規農地解消消制、農 村地域防災活動等に対して企業としての継続的な支援実績 有り 災害協定に基づかない活動実績がある 地域への貢献に対する取組実績(過去3年間)がない場合は評価しない(地域への貢献 過去3年間(前年度まで)の管 内における地域貢献活動への支 「優島工事等表彰」における地域資献活動の表彰実績 有り 地域への貢献に対する取組実績(過去3年間)がなし A: 2, B: 1 C: 0, D: -報告・別規制・グラ 60個無機「途水3年間」が必り物質に対す出したいい 販売事を募金があたわたにおい、天前に乗り上は乗りたい。 工業施業中に多べる無数減さは、 「他の力度記事」の別には特別した土地改進設分に係るが実施として、 実施した大変高速が終 「成別力が入れ間から回転を対し、成分の一部等に対して行った協力 実施力が入れている。日本を対し、成分の一部等に対して行った協力 実著したことがある。日本を対し、 は、他力の入れ目的をかっの実施を対して実施した。 第一般、市力の入れ目的やのの実施を対して策略した。 工能を含む、 工 С 0 無し \: 1. B:0 〇〇災 害協定 5, C:0, D 業務表彰実績 (農林水産大阪表彰、農村振興局長表彰、農政局長 1 業務表彰実績 (農政局長表彰) がある表彰) がある 企業として受けた表彰を対象とし、評価対象は以下のとおりである。 ・農林水産大臣表彰、農村振興局長表彰(全国(地方農政局、北海道開発局 及び沖縄総合事務局)で評価された業務が対象) ・農政局長表彰、事業(第)所長数6(当歳数変和管内で評価された業務が 業務表彰実績(事業(務)所長表彰又はその他表彰がある 業務執行能力 過去3年間(前年度まで)の表 影実績の有無 A: 2, B: 1 C: 0. 5, D 対象) ・農業農村工学会表彰(全国土地改良工事等学術技術最優秀賞) 評価対象は当該業務部門に限連する表彰とし、業務表彰については、当該 業務部門とAGRIS業務分類の「大分類」を同じくする業務の表彰を評価す 【加点評価点】 農業農村工学会表彰 無し 1, :. D:-業務実施体制 競 業務の主たる内容を再委託する場合 再委託の記載がない場合は、「O評価」とする。 A:0,B:-,C:-,D: 競争資料 再委託 なし ※1 女性活躍推進法第9条又は第12条の規定に基づく認定を受けている企業(第9条に関するものに対しては、労働時間等の働き方に係る基準を満たするのに限る。)別表述多なに基づく、世界業主作的制度(計算期間が第7していないものに限る。)を決定している企業(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。)をいう。 ワーク・ライ フ・パランス等 で発進 フ・パランス等推進 で発達 認定を : 0. 5, B 0.5 受けて ※2 次世代法第13条又は第15条の2の規定に基づく認定を受けている合 C:0, D: ※3 若者雇用促進法第15条の規定に基づく認定を受けている企業。 のいずれかに該当する。 賃上げの実施を 費上げの実施 賃上げの実施の表明 表明した企業等 の表明 Δに該当1.ない (大企業の場合) 会別7 年4月以降に開始する最初の高盛年度又は令和6年 (**歴史**) において、対新年度又は前年比で給与等受給者一人当 たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明してし 表明あ A:3, B:-3 ること。 (中小企業等の場合) **会力7年4月以降に開始する最初の事業年度又は令別6年** (**援牟) に充いて**、刺郷牛原文は新年比で給与総額を1.5%以上 増加させる旨、従業員に表明していること。 <予定管理技術者の技術力> 技術者登録 技術士 (総合技術監理部門 (農業一農業土木、農業一農業農村工学) 、農業部門 (農業土木、農業農村工学) 、博士 (農学) の他資格者(当該業務部門に限る) B、Cに該当しなし A:4,B:2, C:1,D:前 争資格な 技術士 過去の業務実 様式以実務総 技業を設計の業務を展れて実際を 技験 (数年度まで)の当 技験 (数年度まで)の当 技験 (数単分の農業農村整備 工業よかに)の当 技術が同じ、数年度まで)の当 技業務別での業務の一切技術 (国営の農業長村整備事業の) 全容執行はぼう 当該業務部門の管理技術者としての業務実績、又は当該業務部門 2 当該業務部門の担当技術者としての業務実績がある の業務をマネジメントした実務経験がある 当該業務部門の業務実績、実務経験がな 当該業務部門とは、発注者が業務説明書本文で示すAGRIS業務分野 コード表における分類と同一の業務。 管理技 術者 A:3, B:2, C:0, D:-当該業務部門の管理技術者として担当した業務の平 ・評価における件数は、搬近の完了際にち件までとする。なお、 に満たない場合は、その金でを対象とする。 ・業務成務の対象会数は、はつのとおりよする。 (管理技術者の場合) ・実際成績が実施に示す(管理技術者(技術者評定点))である。 (国当技術者の場合) ・実際成績が実施に示す(業務評定点)である。 A: 4, B: 3, C: 2, D: 0 81点 管理技術者としての成績が なく担当技術者としての成 績がある場合(過去10年 A:3, B:2, C:1, D:0 型) 技術者継続教 育に対する取 教育に対する取組状況 前々年度に50CPD単位又は過去3年間に150CPD単位以上を取得 前々年度に30~49 C P D単位又は過去3年間に90~149CPD単位8 取得 々年度に10~29CPD単位又は過去3年間に30~89CPD単位を取得 農業農村整備事業の継続教育に係る取り組みCPD単位のみを評価 暴業責任投資事業の組扱教育に体の取り知のレドレキルルングと3 ー・ をとする。 ・「又は」の解釈 どちらかの条件(前年後、過去3年間)を満足していればよい。 前年毎に緊急事態宣言が発動されたことにより070取得に影響が生じた とも関をたる時をは、「過去3年間」を「緊急事態宣言が参動され た年を除く過去3年間」と読み替えることができるものとする。 前々年 50CPD A:3, B:2, C:1, D:0 3 過去3年 100CPD 上記の継続教育の取組においてA、B又はCにより加点されており、 かつ、農業農村工学会技術有継続教育機構において取得したCPOにより、技術生(CPOR記)に販定されている場合は、上記に加算する。 評価対象とする技術部門は以下のとおり。 ・総合技術監理部門(展集・展集上末、展集・展和展村工学) ・展集部門(展集・本末、展集・展集上末、展集・展末上末に展集・大工学来、展集部門(展集・本末は集集・展集 【加算評価点】 技術士 (GPD認定) に認定されている。 A:1, B: —, C: —, D: – 特ち業務件数3件以内かつ契約総額5千万円未満 成契約の工期末日と当該業務の公告開始日(令和7年6月17E 1件当たり1千万円以上の管理 技術者としての手持ち業務件数 又は手持ち業務総額(国営以外 も含む) ・欧突約の上州から、ための一 連載を判定 ・国庫債務負担行為に係る契約の場合は当該年度の支払限度額とする。 (最終年度は契約額から支払済額を差し引いた金額とする。) A:3, B:1, C:0, D:-3 52百万 最高評価点 27.5 点 22.5 0

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官 東北農政局○○事業所長 ○○ ○○ 殿

住 所:

商号又は名称:○○○○株式会社

代 表 者:代表取締役

00 00

電子契約システム対象業務における紙契約方式への変更承諾願について

貴所発注の〇〇〇〇〇〇〇〇事業〇〇〇〇業務について、電子契約システムを利用しての契約手続きができないため、紙契約方式への変更を承諾されたく申請します。

別添7-1 【大企業用】

従業員への賃金引上げ実績整理表

1 賃上げ実績

前年(度)の給与	当年(度)の給与	賃上げ率	賃上げ基準	達成状況
等平均受給額	等平均受給額	(2/1-1)		
1	2	×100		
		%	%	達成/未達成

2 使用した書類

法人事業概況説明書										
「「10 主要科目」の (労務費+役員報酬+従業員給料)」÷「「4 「の状況」の計欄」で算出した金額を前年度と比較する										
給与所得の源泉徴収票等の法定調書の合計表										
 【算出方法】「「1給与所得の源泉徴収票合計表」の「支払金額」」: 「人員」で算出した金額を前年と比較する										

(注) 使用した書類の左欄の□に「✔」を付してください。

年 月 日

株式会社〇〇〇〇

(住所を記載)

代表者氏名 〇〇 〇〇

(留意事項)

1. 前年(度)分と当年(度)分の「法人事業概況説明書」(別添 7 - 3) 又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(別添 7 - 4) の写しを添付してください。

別添7-2 【中小企業等用】

従業員への賃金引上げ実績整理表

1 賃上げ実績

前年(度)の給与	当年(度)の給与	賃上げ率	賃上げ基準	達成状況
総額 ①	総額 ②	(2/1-1)		
		×100		
		%	%	達成/未達成

2 使用した書類

法人事業概況説明書
 「「10 主要科目」の(労務費+役員報酬+従業員給料)」 う与総額を前年度と比較する
給与所得の源泉徴収票等の法定調書の合計表
「「1 給与所得の源泉徴収票合計表」の「支払金額」」 与総額を前年と比較する

(注) 使用した書類の左欄の□に「✔」を付してください。

年 月 日

株式会社〇〇〇〇

(住所を記載)

代表者氏名 〇〇 〇〇

(留意事項)

1. 前年(度)分と当年(度)分の「法人事業概況説明書」(別添 7 - 3) 又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(別添 7 - 4) の写しを添付してください。

「10主要科目」・「11代表者に対する報酬等の金額」の各欄は、「千円単位 で記載してください。

3	68
粉	一个付
82.) (iii
	1

法人事業概況説明書

F B 1 0 0 6

別なお	添「à 、記載	法人事業概況説 数欄が不足する	明書の書き方. 項目につきま	」を書 しては	考に	記載	えし、法人税 なですが、適	申告書 宜の用	等に一	部添付 途記載	して提	出して	ください。 ハます。	Γ	整	理番	号 [
法	屋	号()						事	菜	自	平成] #			月		税	務署		2
人									年	度	至	平成] #	ī		月		処	理 欄		ll 유
名			電話()		_			ホー 2		有	(自社)	k-,	44.	ージア	ドレス)				紙
法人					j	T			「有	- ジの無		無	1									この用紙はとじこまないでくださ
Г	() 楽	2	(1)	国内	支 店		店	舗	数 [2) [2]		国 内	子	会 천	· の	数		Ų
1				店・子		34	支 店		店	舗	数 [会社の	外数) 5 50 %	出資制合か 以上の海外 会社の 数		3
事				会社	支 	1	所在地國1				従業 員数			숲 "	73	社名称			d	赞	8	ない
業				2支店・子会社の状況	店	外	所在地国2				従業 員数			社夕	\ 73	社名称			d *	· 安	8	で
内				_	(1)		輸入	0	輸出		無	取	引金額	(百)	万円	(2)		有〇	乎數料	01/4/ 7/-	を	15
容				3海外取引状況	以引	輸入	相手図		主なり	18		Ī				輸の出海	04	# O	証券の 完 買	金銭の		ð
				殺況	取引種類	輸出	相手国		主なり	6 68				Ī		州州		t ()	w
Г	(1)	常勤役員		j		П	(1)	(2) P 0	O W	indows		Mac	Linux		(1)	区分		氏	名	代表	者との関係	
4	期末					ا ٥		c øs	○ ₹	の他	()	18	管理	現る	È				魏 ○ 佚	
期末	従事				٦.	-		g	財務		5	在庫·斯克雷里	回顧	経		通帧	Ę.				魏 ① 性	
従	員の				_		(4)会計ソ		の利力	用等	0	有 [○無]理	(2)	試算表 作成状	の 紀 〇	毎月		おおむね 月ごと	決算時のみ	
事	状			Ī			(5) 会計ソ	フト名	á					17		源泉歡		給与		報酬料金	利子等	
員	況(単	計		ī		伏况	(6) メールソ	フト名	3					၂၈		対象所		配当		非居住者	○退 職	
等		計のうち代表者家族数			īľ		(7) データの	保存先	ŧ 👨	クラウド		1都記 減媒体	P C	状	(4)	当梨羅秋 (単位:	売上高 千円)					
၈	싨	計のうちアルバイト数		ī	1	6	(1) 電子商:	取引	一 模	. 6	献		=	_	消费	経		数 (5) **	実施の有	*	有〇無	
状		質金の 口が	A質 B珍		\B Ħ	6販売形態	(2) 販売チャ	ネル		社H		○他	杜HP	況	費税	班方式	0 般	I ita l	()	
況	(3) 1	11.00	有 〇無	/	7		柱主又は株		有異重	めの有	無	一有	()	9	役員	_			動の有	無	有 🔘無	
Г	売	※各科目	の単位:千円人) 市		j						特	ř	别	損		失						
10	-	記のうち兼業		-							務	£ 31	前当	期	損	益						
ì	売	上(収)	入)原 個	fi [新		の 部合計+美	部	合	計 計)						
要		期首	棚卸油	8								現	金		Ä	金						
科	完上	原材料型	化人高) [資	受業的	取 明引当会控		F	形						
l I	原	労 :	務 要 を除いてください								, xc	売		掛	推3	金						
"	価		注 费								産		資産(未	_		出金)						
	0	期末	棚卸高	6							n	貸	•	付		金						
_	う	滅価	償 却 豊	ŧ [延米減	E貸封果計	板拉路	後	物						
単	ち	地 代	家 貨	1							う	機		4	ž	置						
Ĺ	売	上(収入) 総利益	£							5	車	両		船	舶						
位	販	役 員	報	H [±				地						
٠	管	従 業	員 給 彩	7 [負		の 都合計-美									
千	費の	交	祭 要	ŧ [負	支	払		F	形						
ı	う	滅価	償 却 費	ŧ [債の	資 注3	1	掛		金						
円	ち	地 代	家 質	î [のう	個	人	借	入	金						
~	営	業	損 盆	£ [ち	そ	の他	借	入	金						
	特		利 盆								溆		産の部合計一									
注 4 11		* 各判 者に対する	■の単位: 千 報酬等の金		阳						貸付金						仮払	金 🗌				
貨借				_	批和息	L					借入金						0 仮受	金 🗆				

性1 (1)の有・売上度に設当がある場合 注2 深透素においては燃料費、金融素・保険代産業においては、支払利息割別料を記載してください。 抗3 金融素・保険化産業においては、売款金権には未収利品、更数金機には未払利息を記載してください。 往4 「11代表者に対する報謝等の金製」の各権は責性(責従人)が同談会社の場合に記載してください。

14決済日等の状況 税理士の関 外注費 締切日 決済日 (3)電話番号 給 料 締切日 支給日 (与状況 (4) 関与状況 | ○ 決算書の作成 | ○ 伝票の整理 | ○ 補助簿の記帳 帳 簿 書 類 の 名 称 15 ○ 総勘定元帳の記帳○ 源泉徴収関係事務 帳 簿 17 類 加入組合等の状況 (役職名) の 備 付 (役職名) 状 営業時間 開店 況 定 休 日 毎週 (毎月) 売 上(収入)金 額 仕 入 金 額 月別 外注費 人件費 千円 千円 18 月 月 月 月 別 月 の 月 売 月 上 月 高 月 等 月 の 月 月 状 月 況 計 前 期の実績 19 成績の概要

(兼業割合)

% 掛売上

決済日

決済日

%

13 主 な

設

備

等

の

状

況

16 (1)氏

名

時

千円

閉店

額

源泉徴収

税

曜日(

時

千円

日)

従事

員数

(2)事務所所在地

「18月別の売上高等の状況」欄の単位にご注意願います。

(1) 兼業の状況

事 (2)

事 業

業 内

容 形 の

特異

尭

態 性 (兼業種目)

(3) 克 上 区 分

締切日

締切日

上

入 仕

現金売上

F E 0 1 0 4
令和
令和 年 月 日提出 税務署 数付印 教務署長 殿 事業種目 整理番号
住所又は
E
者 (79) が
氏 名 1 給 与 所 得 の 源 泉 微 収 票 合 計 表 (375) 区 分 人 長 左のうち、順楽教院機節のない者 文 仏 金 類 圧 祭 微 収 額 年 分分以 の き 類 関 の は 要 数 は ま の ま の ま で の き 類 は ま か か り に で か と の き 数 数 は ま か か り に で か と の き 数 数 は ま か か り に で で か と の き 数 数 は ま か か り に で で か と の き 数 数 は ま か か り に で で か と の き か と の き か と か と か と か と か と か と か と か と か と か
図の55、四個適用 の日属労務省の資金
製産教収票
2 退 職 所 得 の 源 泉 徴 収 票 合 計 表 (316) 区分 人 良 支 払 金 類 渡 泉 微 収 額 頁 (摘 要)
の日常務的の度 製 製 数 収 要 を選出するもの 実 落 放 免 法 に よ り 微 の 次 教 取 要 合 計 表 (316) 区 分 人 度 変 私 金 取 取 乗 後 収 要 合 計 表 (316) 区 分 人 度 変 私 金 取 取 取 乗 後 取 取 の の か な 数 取 事 合 計 表 (309) 図 の 2を の 2 本 取 取 取 取 取 取 取 取 取 取 取 取 取 取 取 取 取 取
3 報酬、料金、契約金及び賃金の支払調書合計表 (309)
区分 個人以外 支払金額 原泉敬収税額 居稿料、購資料等の開放は料金(1号該当) 人 月 投資生、稅租生等の法報酬又は料金(2号該当) 人 人 第 財政 (3号該当) 人 月 基業野核選手、製手、外交員等の報酬又は料金(4号該当) 人 月 方 財政 (3号該当) 人 月 方 財政 (3号該当) 人 月 方 財政 (3号該当) 人 人 方 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
法報酬又は料金(2号談当) フス 海 か
す お飲 フ (+ 好 人 (「 B (水 火)
る 報 ポ ス テ ス 等 の 翻 顧 M C は 科金 (6 号 終 当)
料 金 g 金 (8 号級当)
(a) 計 * 人業 人業 人間 (b) (b) (c) (c) (c) (c) (c)
S
災害嫉免法により 徹収猶予したもの
4 不動産の使用料等の支払調書合計表 (313)
B のうち支払網書 日
を変出するもの (始 要)
5 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表 (376) 適信日付印 確 認 規 出 年 月 日
(B) (D) (D) (
ABCDEFGH

F E O 1 O 4 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表 署番号 【平成28年1月1日以後提出用】 | **控 用**] (所得税法施行規則別表第5(8)、5(24)、5(25)、5(26)、6(1)及び6(2)関係) 月 日提出 令和 税務署 受付印 事業種目 整理番号 税務署長 殿 調書の提出区分 提 1 給 与 新規=1 追加=2 訂正=3 無効=4 住所又は 退職 報酬 所 在 地 電話(金 改 本 發生以降 氏名又は 一括提出 送 付 出 個人番号 作成担当者 有〇百〇 VII ※個人番号又は法人番号は複写されません 法人番号注) 税理 士 番 号 (フリガナ) 代 表 者 作成税理士 (注) 〇 署 名 平成27年分以前の合計表を作成する場合には、 提出媒体欄には、 計 得 の 収 票 合 (375)給 所 源 泉 徴 表 A) 俸能、給与、 質与等 の 総 額 ②のうち、丙桐適用の日雇労務者の賃金 法定調書の種類別にコードを記載してください。 日 泉 徽 収 票 を提出するもの 災害域免法 により徴収 猶予したもの (糖 要) 得 2 退 職 所 の 源 泉 徴 収 票 合 計 表 (316) (糖要) AJ 退職手当等 総 籍 報酬、 料金 契約金及び賞金の支払調書合計表 (309) 「個人番号又は法人番号」記載してください。(1年 源泉徽収税額 支 払 金 原稿料、講演科等の 報酬又は料金(1号該当) 弁 護 士 、 税 理 士 等 の 報酬又は料金(2号該当) 診療報酬(3号該当) 職業野球選手、勝手、外交員等の 報酬又は料金(4号該当) 芸能等に係る出演、演出等の 報酬又は料金(5号該当) 号」欄に何も記載し 電=4 PD=15 -ホ ス テ ス 等 の 報酬又は料金 (6号該当) 契約金(7号該当) 賞 じ MO な II い 16 (A) || 16 いでください 16 17 B) ④のうち、支払網書を提出するもの CD 源泉撒収稅額 (摘要) 区 分 ⑥のうち、所得税法第174条第10号 に規定する内国法人に対する賞金 災害減免法により DVD 徽収猶予したもの || 18 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表 (314) 4 不動産の使用料等の支払調書合計表 (313)書面 A) 使用料等の総額 A) あっせん手数料の総額 30 B) (A)のうち,支払調番 を提出するもの @のうち、支払調書 を提出するもの その他 || 99) (楢 要) (拾要) 5 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表 (376)

② 膜受けの対価の総理 ③ ②のうち、支払調書 を提出するもの (指 要)

【給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表】

記載要領

- 1 この合計表は、OCR用紙で提出する場合に使用する。
- 2 給与所得の源泉徴収票合計表
- (1) 「**②俸給、給与、賞与等の総額」欄**には、給与所得の源泉徴収票の提出省略限度額以下のため給与所得の源泉 徴収票の提出を省略するものを含めたすべての給与等について記載する。

なお、年の中途で就職した者が就職前に他の支払者から支払を受けた給与等の金額及び徴収された源泉所得税額並びに災害により被害を受けたため、給与所得に対する源泉所得税の徴収を猶予された税額は、「支払金額」又は「源泉徴収税額」に含めないで記載する。

- (2) 「左のうち、源泉徴収税額のない者」欄には、給与所得の源泉徴収票の「源泉徴収税額」欄の金額がゼロとなる者の数を記載する。
- (3) 「**②のうち、丙欄適用の日雇労務者の賃金」欄**には、給与所得の源泉徴収税額表(日額表)の丙欄を適用した 給与等の状況を記載する。
- (4)「**②源泉徴収票を提出するもの」欄**には、この合計表とともに給与所得の源泉徴収票を提出するものについて、 その合計を記載する。

なお、年の中途で就職した者が就職前に他の支払者から支払を受けた給与等の金額及び徴収された源泉所得税額は、「支払金額」又は「源泉徴収税額」に含めて記載することに留意する。

- (5) 「災害滅免法により徴収猶予したもの」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の 規定により給与所得に対する源泉所得税の徴収を猶予されたものについて、その人員と猶予税額(給与所得の源 泉徴収票の「摘要」欄に記載された所得税額)を記載する。
- 3 退職所得の源泉徴収票合計表
- (1) 「**②退職手当等の総額」欄**には、退職所得の源泉徴収票の提出を省略するものを含めたすべての退職手当等に ついて記載する。
- (2) 「**® ②のうち、源泉徴収票を提出するもの**」欄には、この合計表とともに退職所得の源泉徴収票を提出するものについて、その合計を記載する。
- 4 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表
- (1) 「人員」欄には、個人に係るものと個人以外の者に係るものとに区分して記載する。
- (2) 「支払金額」欄には、個人及び個人以外の者に対して支払う報酬、料金、契約金及び賞金の支払金額の合計額を記載する。
- (3) 「源泉徴収税額」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により報酬、料金、契約金及び賞金に対する源泉所得税の徴収を猶予された税額は含まれないことに留意する。
- (4) 「所得税法第 204 条に規定する報酬又は料金等」欄には、支払調書の提出省略限度額以下のため支払調書の提出を省略するものを含めたすべての報酬、料金等について記載する。
 - また、「**②計」欄の「人員」欄の「実」**には、「**所得税法第 204 条に規定する報酬又は料金等」欄**の各欄を通じた実人員を記載する。
- (5) 「**②のうち、支払調書を提出するもの**」欄には、この合計表とともに報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
- (6) 「**②のうち、所得税法第 174 条第 10 号に規定する内国法人に対する賞金」欄**には、内国法人に対して支払った所得税法第 174 条第 10 号に規定する馬主が受ける競馬の賞金(金銭で支払われるものに限る。)の支払金額等を記載する。
- (7) 「災害減免法により徴収猶予したもの」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の 規定により報酬、料金、契約金及び賞金に対する源泉所得税の徴収を猶予されたものについて、その人員と猶予 税額を記載する。

5 不動産の使用料等の支払調書合計表

- (1) 「**②使用料等の総額」欄**には、その年中に支払の確定した不動産の使用料等(支払調書の提出を要しないものを含む。)の支払先の人員と支払金額の合計額を記載する。
- (2) 「**② ②のうち、支払調書を提出するもの**」欄には、この合計表とともに不動産の使用料等の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
- イ 支店が支払った不動産の使用料等に係る不動産の使用料等の支払調書(以下、この項において「支払調書」という。)を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合
- (4) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその 支店の所在地、名称及びその賃借している不動産の種類
- (ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地
- □ 法人又は不動産業者である個人が不動産の使用料等の支払がないため不動産の使用料等の支払調書の提出を要しない場合 その旨

6 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表

- (1) 「②譲受けの対価の総額」欄には、その年中に支払の確定した不動産等の譲受けの対価及び資産の移転に伴い生じた各種の損失の補償金の合計額(支払調書の提出を要しないものを含む。)を記載する。
- (2) 「**② ②のうち、支払調書を提出するもの**」欄には、この合計表とともに不動産等の譲受けの対価の支払調書を 提出するものについて、その合計を記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
- **イ** 支店が支払った不動産等の譲受けに係る不動産等の譲受けの対価の支払調書(以下、この項において「支払調 書」という。)を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合
 - (イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその 支店の所在地、名称及びその譲受けた不動産等の種類
 - (ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地
- □ 租税特別措置法第 33 条 (収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例) に規定する特定土地区画整理 事業等の事業施行者、租税特別措置法第 33 条の 2 (交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例) に規定 する特定住宅地造成事業等のための買取りをする者及び租税特別措置法第 33 条の 4 (収用交換等の場合の譲渡所 得等の特別控除) に規定する公共事業施行者が、法律の規定に基づいて買取り等の対価を支払う場合 その「事業 名又は工事名」及び「買取り等の申出年月日」
- ハ 法人又は不動産業者である個人が不動産等への譲受けの支払がないため不動産等の譲受けの対価の支払調書の提出を要しない場合その旨

7 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表

- (1) 「**②あっせん手数料の総額」欄**には、その年中に支払の確定した不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の合計額(支払調書の提出を要しないものを含む。)を記載する。
- (2) 「**® ②のうち、支払調書を提出するもの**」欄には、この合計表とともに不動産等の売買又は貸付けのあっせん 手数料の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
 - なお、この支払調書に記載すべき事項を、「不動産の使用料等の支払調書」又は「不動産の譲受けの対価の支払 調書」に記載して提出することによって、この支払調書の作成、提出を省略したものについては、その支払を受 けた者の人員及び当該支払金額をそれぞれ「(摘要)」欄に記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
 - イ 支店が支払った不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料に係る不動産等の売買又は貸付けのあっせん手 数料の支払調書(以下、この項において「支払調書」という。)を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する 税務署長に提出する場合
 - (4) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその売買又は貸付けのあっせんをした不動産等の種類
 - (ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地
 - □ 法人又は不動産業者である個人が不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払がないため不動産等の 売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書の提出を要しない場合 その旨
- 8 税務署整理欄は、提出義務者において記載を要しない。

1 確認書類の提出方法

賃上げ実績の確認時に、税理士、公認会計士等の第三者により、「入札説明書に示されている 基準と同等の賃上げ実績を確認できる書類であると認められる」ことが明記された書面(別添 様式)を、賃上げを行ったことを示す書類と共に提出。

- ※ 内容について、必要に応じて受注者に確認を行う場合がある。
- ※ 仮に制度の主旨を意図的に逸脱していることが判明した場合には、事後であってもその後 に減点措置を行う。
- ※ なお、賃上げ促進税制の優遇措置を受けるために必要な税務申告書類をもって賃上げ実績 を証明することも可能である。

2 「同等の賃上げ実績」と認めることができる場合の考え方

- (1)中小企業等においては、実情に応じて「給与総額」又は「一人当たりの平均受給額」いずれ を採用することも可能。
- (2) 各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給、所定内賃金等により評価することも可能。
- (3) 入札説明書に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完を行って評価することも可能。
- ※ なお、本制度において、企業の賃上げ表明を行う様式には従業員代表及び給与又は経理担当者の記名捺印を求めており、企業の真摯な対応を期待するものである。
- ※ 例えば、役員報酬を上げるのみとなっている等、実態として従業員の賃上げが伴っていないにも関わらず、実績確認を満足するために恣意的に評価方法を採用することや賃上げを表明した期間の開始前の一定期間において賃金を意図的に下げる等により賃上げ表明期間の賃上げ率の水増しを図ること等は、本制度の趣旨を意図的に逸脱している行為と見なす場合がある。
- ※ ボーナス等の賞与及び諸手当を含めて判断するかは、企業の実情を踏まえて判断すること も可能とする。

(具体的な場合の例)

(各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給、所定内賃金等により 評価することも可能)

- ・ベテラン従業員等が退職し、新卒採用等で雇用を確保することで給与総額が減少する場合等 は、継続雇用している給与等受給者への支給額で給与総額等を評価する。
- ・定年退職者の再雇用などで給与水準が変わる者を除いて給与総額等を評価する。
- ・ワーク・ライフバランス改善の取組を考慮するため、育児休暇や介護休暇の取得者など給与 水準が変わる従業員等を除いて給与総額等を評価する。

- ・働き方改革を進める中で、時間外労働規制の令和6年4月からの適用に対応するため、計画 的に超過勤務を減らしている場合については、超過勤務手当等を除いて給与総額等を評価す る。
- ・災害時には昼夜を問わず、一時的に人員も増強してその対応に従事することが求められ、その対価として超過勤務手当等が従業員等に支給される。災害対応は、自ら制御できない年変動があり、このような場合、超過勤務や一時雇用を除いて給与総額等を評価する。
- 業績に応じて支給する一時金や賞与等を除いて給与総額等を評価する。

(入札説明書に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切 に控除や補完が行われたもので評価する)

- ・実績確認に用いるとされた主要科目に一部の従業員の給与が含まれない場合、別途これを考 慮して評価する。
- ・実績確認に用いるとされた主要科目に外注や派遣社員の一時的な雇い入れによる労務費が 含まれてしまう場合、これを除いて評価する。
- ・実績確認に用いるとされた主要科目に退職給付引当金繰入額といった実際に従業員に支払 われた給与でないものが含まれてしまう場合は、これを除いて評価する。
- ・役員報酬が含まれること等により従業員の賃金実態を適切に反映できない場合は、これを除いて評価する。
- ・令和4年4月以降の最初の事業年度開始時よりも前の令和4年度中に賃上げを実施した場合は、その賃上げを実施したときから1年間の賃上げ実績を評価する。
- ※ なお、上記は例示であり、ここに記載されている例に限定されるものではない。

賃金引上げ計画の達成について

私は、〇〇株式会社が、令和〇年度(令和〇年〇月〇日から令和〇 年〇月〇日までの〇〇株式会 社の事業年度)(又は〇年) において、令和〇年〇月〇日付け「従業員への賃金引上げ計画の表明書」 と同等の賃上げを実施したことを別添書類によって確認いたしました。

(同等の賃上げ実績と認めた評価の内容)

(記載例1) 評価対象事業年度においては、○人の従業員が退職する一方、○人の新卒採用者を雇用することになり、給与支給総額が○%増加にとどまったものの、継続雇用している○人の給与支給総額は○%増加していたため、表明書と同等の賃上げを実行したものと認めました。

(記載例2) 評価対象の前事業年度は災害時の応急対策に従事すること等による超過勤務手当が多く発生した(対前年度○%増加)が、評価対象年度においてはその対応がなかったため、超過勤務手当は○%減と大きく減少した。これらの要因により、給与支給総額は○%の増加にとどまったものの、基本給総額は○%増加していたため、表明書と同等の賃上げを実行したものと認めました。

令和 年 月 日

(住所を記載)

(税理士、公認会計士等を記載) 氏名 ○○ ○○

(添付書類)

- 000
- 000

申請書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官 東北農政局〇〇事業所長 〇〇〇 〇〇 殿

> 登 録 番 号: 住 所号又は名称: 代表者氏名: 電話番号:

令和〇年〇月〇日付けで入札公告のありました〇〇事業〇〇〇〇業務に係る競争に参加する 資格について、確認されたく、申請します。また、下記の書類は、入札と同時に提出します。 なお、予算決算及び会計令(昭和22勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しないもの であること並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 資格要件確認資料
 - ① 企業の有資格登録の有無を記載した書面・・・・(別記様式2-1)
 - ② 指名停止期間中の有無を記載した書面・・・・(別記様式2-2)
 - ③ 資本関係又は人的関係に関する申告書・・・・・(別記様式2-3)
 - ④ 予定管理技術者の所有技術者資格を記載した書面(別記様式2-4)
- 2 技術提案等
 - ① 成果の確実性・・・・・・・・・・・・・・(別記様式3-1)
 - ② 企業の地域貢献活動への支援・・・・・・・(別記様式3-2)
 - ③ 企業の災害対応活動実績・・・・・・・・・(別記様式3-3)
 - ④ 企業の表彰実績・・・・・・・・・・・(別記様式3-4)
 - ⑤ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況
 - ・・・・・・・(別記様式3-5)
 - ⑥ 賃上げの実施の表明・・・・・・・・・(別記様式3-6)
 - ⑦ 業務実施体制・・・・・・・・・・・・(別記様式3-7)
 - ⑧ 予定管理技術者の経歴等・・・・・・・・(別記様式3-8)
 - ⑨ 業務の実施方針・・・・・・・・・・(別記様式3-9)

技術提案書

<u>資格要件確認資料</u>

(別記様式2-1)

① 企業の有資格者登録の有無

項	目					
競争契約参	加資格者登録	有(登録番号	000)	無	手続中	

注1:有の場合、登録番号を記載する。

注2:参加資格申請中の場合は申請書類写し又は申請が受理された通知の写しを提出する。

② 指名停止期間中の有無

(別記様式2-2)

項目	有 無
東北農政局長から指名停止を受けている。	該当あり・該当なし

注1:該当項目に〇をつけること。

注2:該当ありの場合は確認できる資料を添付すること。

資本関係又は人的関係に関する申告書

分任支出負担行為担当官 東北農政局〇〇事業所長 〇〇 〇〇 殿

> 住所 商号又は名称株式会社 代表者役職氏名

業務名 〇〇〇〇事業 〇〇〇〇業務

令和〇年〇月〇日付けで入札公告のありました標記業務に係る競争入札参加に際し、入札説明書 5(2) に掲げる資本関係又は人的関係にある者について、下記のとおり申告します。

なお、当該関係者が本業務の入札に参加した場合、当該業務の入札書が無効となることについての異議申立てを行わないことを誓約します。

記

1 入札説明書5(2)①のア及びイに掲げる資本関係にある他の入札参加資格者

受付番号※(2)	商号又は名称	資本的関係
000000	(株) 〇〇〇〇	子会社の関係
000000	0000 (株)	子会社の関係
000000	0000 (株)	子会社の関係

2 入札説明書5(2)②のア、イ及びウに掲げる人的関係にある他の入札参加資格者

役職及び氏名	兼任先		
没職及び以右	受付番号※(2)	商号又は名称	人的関係
執行役員 〇〇〇〇	000000	(株) 0000	代表取締役
執行役員 〇〇〇〇	000000	0000 (株)	取締役
執行役員 〇〇〇〇	000000	0000 (株)	取締役

※記載にあたっての留意事項

- (1) 記入欄が不足する場合は、適宜、欄を追加すること。
- (2) 受付番号欄には、令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格確認通知書の「受付番号」を 記載すること。申請中の場合は、「申請中」と記入すること。
- (3)該当がない場合は、「なし」と記入すること。
- (4) 記載事項の真偽を確認するため、会社法 (平成 17 年法律第 86 号) 第 121 条に規定する株主名 簿 (写)、その他関係資料の提出を求めることがある。
- (5) 上記に掲げる関係者が本業務の入札に参加した場合には、当該業務の入札書は無効とする。また、このことにかかる異議申立ては、一切受け付けない。

④ 予定管理技術者の所有技術者資格

党 *** 省	生年月日
所属・役職	
所有技術者資格(資格の種類、部門(選択	科目)、登録番号、取得年月日)

注:「所有技術者資格」が確認できる証明書の写し等を添付すること。博士の場合は、学位、専攻が確認できる修了証明書等の資料を提出すること。

技 術 提 案 書

技術提案等

(別記様式3-1)

①成果の確実性

O MADIA O MEDIA IE	
項目	有 無
当該年度を含め、過去3年間の業務で納品後における重 大な設計等のミスの発覚等により、設計等のやり直し又	該当あり・該当なし
は構造物の手直しがあったか。	

注1:該当項目に〇を付けること。 注2:該当ありの場合は確認できる資料を添付すること。 注3:過去3年間とは、当該年度より過去3か年度とする。

注4:成果の確実性のうち、契約不適合の有無について評価する。

(別記様式3-2)

②企業の地域貢献活動への支援(過去3年間)

考

- 注1:過去3年間とは、前年度より過去3カ年度とし、当該年度は含めない。 注2:地域活動に対する取組み状況は、管内における農地・農業用水等の資源保全、農村環境保全、住民参加型直営施 工、荒廃農地解消活動、農村地域防災活動等に対して企業としての継続的な支援実績について記載する。
- 注3:地域への貢献の、「過去3カ年の地域貢献活動の支援」について評価する。
- 注4:企業の地域貢献活動への支援内容が確認できる資料(表彰状(地域貢献活動)の写し、取り組み実績を証明する 資料等)を添付すること。
- 注5:継続的な支援実績とは、年1回以上の地域貢献活動を連続した2ヵ年以上にわたり継続的に実施していることをい
- 注6:緊急事態宣言が発動された年において、活動に支障が生じた場合にあっては、継続的な支援実績の対象期間から 除くことができるものとし、「過去3年間」を「緊急事態宣言が発動された年を除く過去3年間」と読み替えるこ とができるものとする。

(別記様式3-3)

③企業の災害対応活動実績(過去3年間)

災害活動への取組状況					
期間	場所	災害対応活動の内容			

- 注1:過去3年間とは、前年度より過去3年間とし、当該年度は含めない。
- 注2:災害対応活動への取組状況は、国(地方農政局等)との間に締結した土地改良施設等に係る災害協定に基づく要 請に基づき実施した災害対応活動実績又は被災自治体からの要請を受け、国から団体等に対して行った協力依頼 に基づき実施した災害対応活動実績について記載する。
- 注3: 国(地方農政局等)との間に締結した土地改良施設等に係る災害協定に基づく要請に基づき実施した災害対応活動実績については、災害対応活動の内容が確認できる資料(国からの要請文書等の写し、国から要請された団体
- 等の会員であることを示す会員名簿等の写し、活動内容を証明する契約書の写し)を添付することを 注4:業務執行能力(災害等の不測の事態にあっても要請に応じられる「企業としての業務管理運営能力」)について 評価する。
- 注 5:国から団体等に対して行った協力依頼に基づき実施多災害対応活動実績については業務名も記載すること。(例: 災害設計書作成(〇〇〇〇業務))
- 注6:災害協定に基づかない要請に基づき実施した災害対応活動実績については、災害対応活動の内容が確認できる資 料(国・地方公共団体等からの要請文書等の写し、活動内容を証明する契約書の写し等)を添付すること。

④企業の表彰実績(過去3年間)

表彰実績(業務表彰、その他表彰等) (注2)					
表彰名	表彰年月	業務又はテーマ名	内容 ^(注3)	備考 (注4)	

注1:過去3年間とは、前年度より過去3か年度とし、当該年度は含めない。

注2:表彰経験には、当該業務部門に関連する表彰を記載し、表彰経験が確認できる資料(表彰状の写し等)を添付す

(当該業務部門とは、発注者が入札説明書等で示すAGRIS業務分類コード表における分類と同一の業務であり、業 務表彰については、当該業務部門とAGRIS業務分類の「大分類」を同じくする業務の表彰を評価する。)

注3:内容欄は簡潔にまとめる。

注4:備考には、業務表彰である場合は発注機関、履行期間、評定点を、その他表彰である場合は、所管団体名を記載

する。

(別記様式3-5)

⑤ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況

1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

○「えるぼし1段階目」の認定を取得している。

該当 該当しない 】

○「えるぼし2段階目」の認定を取得している。

該当 該当しない 】

○「えるぼし3段階目」の認定を取得している。

該当 該当しない 】

〇「プラチナえるぼし」の認定を取得している。

該当 該当しない 】

〇一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定・届出を しており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。

> 該当 該当しない

2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

〇「くるみん認定」を取得している。

該当 該当しない 】

〇「トライくるみん認定」を取得している。

該当 該当しない 】

〇「プラチナくるみん認定」を取得している。

該当 該当しない 】

3 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定

〇ユースエール認定を取得している。

該当しない 】 該当・

注 1 1~3の全項目について、該当するものに〇を付けること。

- 注2 それぞれ、該当することを証明する書類(認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届(都道府県労働局の受領印付)の写し)を添付すること。
- 注3 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」 第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人の場合は、それぞれ、該当することを証明する書類(内閣府男女共同参画局長による認定等確認通知書の写し)を 添付すること。

(別記様式3-6)

⑥賃上げの実施の表明(該当する場合のみ記載)

従業員への賃金引上げ計画の表明書

【大企業の場合】

当社は、〇年度(令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの当社事業年度)(又は〇年(令和〇年1月1日から令和〇年12月31日))において、給与等受給者一人当たりの平均受給額を対前年度(又は対前年)増加率3%以上とすることを表明いたします。

【中小企業の場合】

当社は、〇年度(令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの当社事業年度)(又は 〇年(令和〇年1月1日から令和〇年12月31日))において、給与総額を対前年度(又は 対前年)増加率1.5%以上とすることを表明いたします。

【以下は、大企業、中小企業等共通】

年 月 日 株式会社〇〇〇〇 (住所を記載) 代表者氏名 〇〇 〇〇

上記の内容について、我々従業員は、〇年〇月〇日に、〇〇〇という方法によって、代表者から説明を受けました。

年 月 日

株式会社〇〇〇〇

 従業員代表
 氏名
 OO
 OO
 印

 給与又は経理担当者
 氏名
 OO
 OO
 印

【留意事項(記載不要)】

1 この「従業員への賃金引上げ計画の表明書」は大企業と中小企業等で記載内容が異なります。 貴社がどちらに該当するかは、以下により御判断いただき、いずれかの記載をしてください。

大 企 業:中小企業等以外の者をいう。

中小企業:法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者をいう。

ただし、同条第6項に該当する者は除く。

2 貴社の事業年度により賃上げを表明し、契約の相手方となった場合には、貴社が作成する「法人事業概況説明書」を用いて賃上げ実績を確認しますので、発注者の指示に従い、当該書類の写しをご提出いただくことを予めご承知ください。

なお、法人事業概況説明書を作成しない事業者の場合は、税務申告のために作成する類似の書類(事業活動収支計算書)等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。

- 3 暦年により賃上げを表明し、契約の相手方となった場合には、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を用いて賃上げ実績を確認しますので、発注者の指示に従い、当該資料の写しをご提出いただくことを予めご承知ください。
- 4 発注者において上記2若しくは3の提出を確認し、貴社が表明書に記載した賃上げを実行していないと認められる場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると認められる場合又は上記2若しくは3 の提出がない場合は、当該事実が判明した以降の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。
- 5 上記4による減点措置は、減点措置開始日から1年間、総合評価落札方式による入札に参加する場合に実施します。なお、減点措置の開始時期は、減点事由の判明の時期により異なるため、減点事由 を確認した発注者から適宜の方法で通知します。
- 6 従業員代表及び給与又は経理担当者の押印が必要です。

(別記様式3-7)

⑦業務実施体制

再委託又は技術協力による実施体制			
再委託又は技術協力の内容	備考		

注1:当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその理由を記述するとともに、再委託先又は協力先が明らかな場合は企業名等を記載すること。

(別記様式3-8)

⑧予定管理技術者の経歴等

ふり	がな
FE.	么
10	1

生年月日

過去 1 0 年間の当該業務部門の管理技術者又は担当技術者としての業務実績及び成績 (注3) 合計〇〇件 、平均成績点 〇〇. 〇〇点

※管理技術者としての業務実績がない場合は、過去10年間の当該業務部門の担当技術者としての業務実績及び成績を記載するが、その場合は以下の「担当技術者」欄に〇を記入すること。

業務名	業務概要	発注機関	履行期間	評定点	担当 技術者
AGRIS登録番号:					
AGRIS登録番号:					
AGRIS登録番号:					

過去10年間の当該業務部門の業務をマネジメントした実務経験^(注4) 計 件

業務名	業務概要	発注機関	実施年度	監督に おける立場 (総括/主任)
AGRIS登録番号:				

農業農村整備事業に関する継続教育に対する取り組み状況^(注5)

前々年度取得単位

OOCPD (別添取得証明書参照)

過去3年度取得単位

OOCPD (")

技術士(CPD認定)に認定されている。(□移行措置による認定) (注6)

【該当(別添認知書、取得証明書参照)・該当しない】

手持ち業務の状況(令	和〇〇年〇〇月〇〇日現在	E) 合計 C	00.0百万円
業務名	発注機関	履行期間	契約金額
AGRIS登録番号:			
AGRIS登録番号:			
AGRIS登録番号:			

- 注1:過去10年間とは、前年度より過去10か年度とし、当該年度は含めない。
- 注2:当該業務部門とは、入札説明書等で示す。AGRIS業務分類(コード)表における分類と同一の業務。
- 注3:業務実績及び成績は、契約金額5百万円以上の農業農村整備事業に関する業務とし、AGRIS 未登録業務の場合は 契約書の写し等業務内容(業務名、業務概要、発注機関及び受注者、履行期間、契約金額)が確認できる資料を 添付すること。

管理技術者としての業務実績がない場合は、過去 10 年間の当該業務部門の担当技術者としての業務実績及び成 績を記載すること。

5件まで記載すること 業務実績及び成績は、最近の完了順に国営の農業農村整備事業を優先し、

国営の農業農村整備事業の業務実績及び成績が5件に満たない場合は国営以外の農業農村整備事業を含め、5件

まで記載すること。なお、本業務の公告日を含む年度の完了業務は、記載しないこと。 業務成績(評定点)は、管理技術者としての実績である場合は「技術者評定点」、担当技術者としての実績である場合は「業務評定点」とし、国営農業農村整備事業のみ記入すること。

- 注4:実務経験は、契約金額5百万円以上の農業農村整備事業に関する業務とし、国営の農業農村整備事業以外の場合 は、契約書の写し等の業務内容(業務名、業務概要、発注機関及び請負者、履行期間、契約金額)が確認できる 資料の他、監督職員の任命通知書等、業務における自身の立場が確認できる資料を添付すること。なお、本業務 の公告日を含む年度の完了業務は、記載しないこと
- 注 5:前年度に緊急事態宣言が発動されたことにより CPD 取得に影響が生じたと判断される場合は、「過去3年間」を 「緊急事態宣言が発動された年度を除く過去3年間」に読み替えることができる。
- 注6:農業農村工学会技術者継続教育機構において取得した CPD により、技術士(CPD 認定)の認定要件を満たしてい ることを確認するため、技術士(CPD 認定)の申請年度より過去5年分の CPD 取得証明書を添付すること。また、 移行措置により技術士(CPD 認定)に認定されている場合は、移行措置による認定に団を入れ、申請年度より過去2年度分を添付すること。なお、技術士(CPD 認定)の認定申請をした年度と認定された年度が違う場合には、 申請した年度がわかる資料を添付すること。
- 注7:「手持ち業務の状況」は、国営及び国営以外の農業農村整備事業、その他公共機関の受注業務であり、管理技術者として従事している契約金額が1千万円以上の業務を記載すること。なお、国庫債務負担行為に係る契約の場 合は当該年度の支払限度額(最終年度は契約額から支払済額を差し引いた金額)を「手持ち業務」とするのでこ れを契約金額欄に記載し、契約額全体を同欄上段に括弧書きで記載のうえ、当該年度支払限度額等の分かる資料 を添付すること。

なお、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事及び業務の一時中止に係る申 出があった場合の措置の延長等について」(元予第 2210 号大臣官房参事官(経理)通知。)に基づき一時中止 等を行ったことにより公告開始日(令和7年6月 17 日)に完了していない業務については手持ち業務量とは数 えないものとするが、対象の是非は発注者において判断するため、これらの業務を含め全ての手持ち業務を記載 すること。

- 注8:プロポーザル方式による業務で予定管理技術者として特定された未契約の業務は、手持ち業務の対象としないの で留意すること。
- 注9: 農業農村整備事業に関する継続教育に対する取組み状況では、単位取得を証明する資料の写しを添付すること。(農業農村整備事業以外の継続教育については、評価しないので注意すること。)上半期(4月~9月)に間に公告す る業務については「前年度」を「前々年度」とする。また、「過去3年度」とは、「前年度からの過去3年度」 である。

(別記様式3-9)

- 事業目的・業務内容〔理解度〕 (←大項目)
- (1) 事業の目的 (←小項目)

(2)農業条件、用排水条件など地域特性

(3)業務の目的・内容等

- 2 提案内容〔的確性〕
- (1)業務実施に当たっての前提条件、留意点

(2)検討内容、検討手法

- 3 実施手順・体制〔妥当性〕
- (1) ①業務の品質確保に当たっての実施手順

(業務工程表 (注5))

検討項目	業務工程				備考	
	月	月	月	月	月	
1. 準備計画						
2. 現地調査						
3. 〇〇の検討						
4. 〇〇の設計						
5. 〇〇の施工						
計画作成						
6.報告書作成						
7.業務打合せ						

②業務の品質確保に当たっての実施体制

(技術者配置体制表 ^(注6))

	所属・役職	保有資格	担当する分担業務の内容	備考
管理技術者				
担当技術者	(1)			
	(2)			
	(3)			

- 注1:A4判2ページに記載する。(A4版2ページを超えるものは評価しない。なお、表や図、イラスト等を説明補 助的に入れることは、この範囲内であれば可能。)
- 注2:表や図、イラスト等を除き、本文のフォントサイズは 10P 以上とする。 注3:記載に当たって、項目の順番及び内容は極力変えないこと(語句の訂正は可能)。特別仕様書等に記載されてい る内容は極力記載しないこと。
- 注4:本様式には提出者が容易に類推される情報(社名及び技術者名)を記載しないこと。
- 注5:業務工程表の検討項目については、業務の内容及び作業項目に応じて適宜設定すること。 注6:技術者配置体制表の記載に当たっては、以下に留意すること。
- - ・保有資格には、資格の種類、部門(選択科目)を記載すること。 ・担当技術者は、選定される分野ごとに代表技術者を招き行名で記載する。

 - ・備考欄には担当する分担業務の内容に関連する経歴等、評価の参考となる情報を記載することができる。 ・担当技術者その他の技術者が技術提案書の提出者以外の企業等に所属する場合は、備考欄に「再委託等協力者」 である旨を記載すること
- 注7:本様式においては、「実施方針」を評価する。